

資料 4-1

南相馬市国土強靱化地域計画（素案）に係る
パブリックコメント手続きの実施について

1 実施概要

- (1) 公表する資料
南相馬市国土強靱化地域計画（素案）
- (2) 意見の提出方法
 - ①掲出様式は任意、住所・氏名・連絡先を明記
 - ②提出方法は持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか
- (3) 意見の提出期間
令和3年1月15日（金）～令和3年2月3日（水）
- (4) 公表場所
危機管理課（西庁舎2階）、各区役所総合案内窓口、
各生涯学習センター、情報交流センター、市ホームページ
- (5) 提出・お問合せ先
〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所 復興企画部 危機管理課 防災係
電 話：0244-24-5232
F A X：0244-23-2511
電子メール：kikikanri@city.minamisoma.lg.jp

2 今後のスケジュール

No.	日付	項目
1	令和3年1月15日（金）～ 令和3年2月3日（水）	パブリックコメント
2	令和3年2月10日（水）	企画調整会議
3	令和3年2月18日（木）	庁議
4	令和3年3月	議会報告、計画公表

南相馬市国土強靱化地域計画(概要版) (素案)

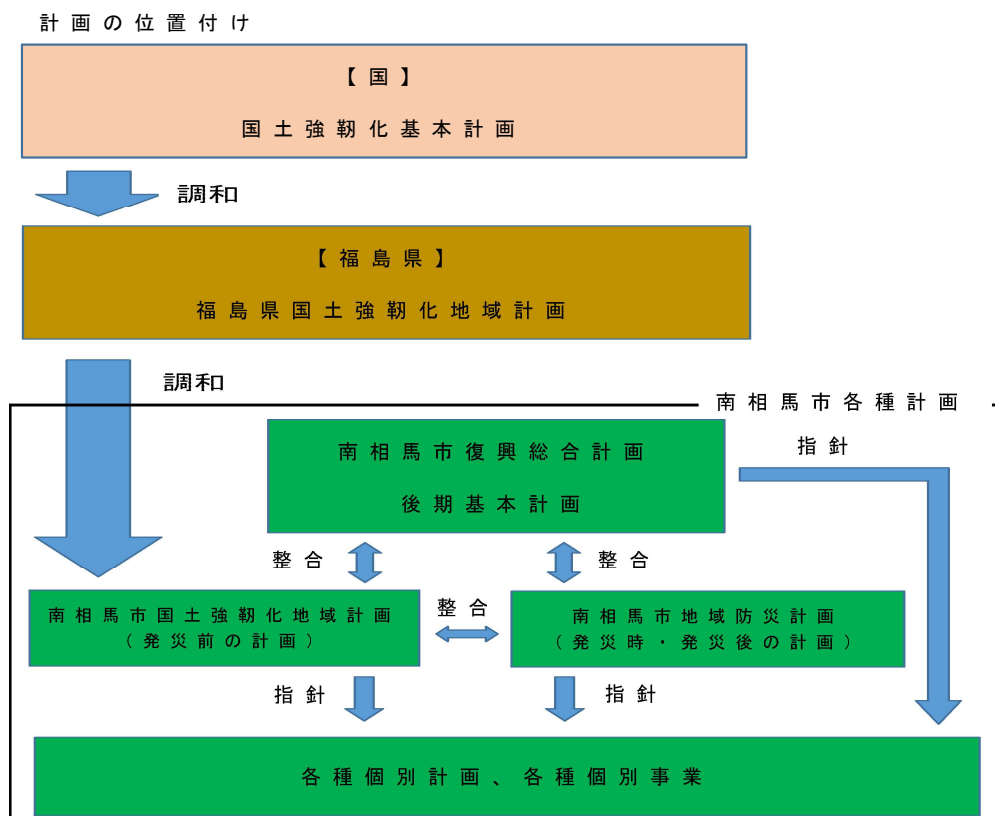
1. 計画策定の趣旨

事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定された。

国土強靱化基本法の第 13 条に基づき、本市においても、東日本大震災や令和元年東日本台風から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「南相馬市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、国が策定した国土強靱化基本計画や福島県が策定した「福島県国土強靱化地域計画」との調和と、「南相馬市復興総合計画後期基本計画」や「南相馬市地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との整合を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。



3. 計画期間

本計画は、計画公表の日から令和4年度末までの概ね2年間とする。なお、その後については復興総合計画と整合を図った期間とする。

4. 計画の基本的な考え方

・基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

・事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

・基本的な方針

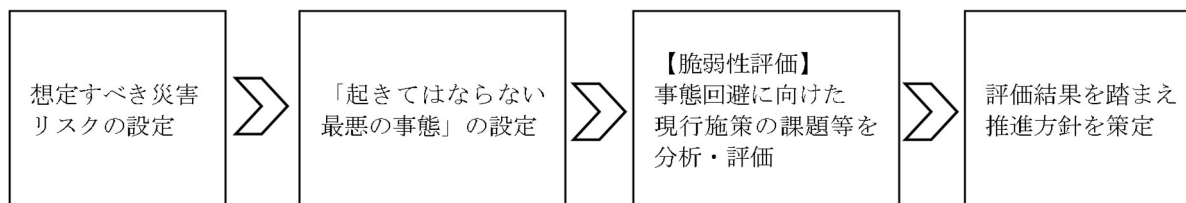
- 本質的な原因に対し、あらゆる側面から検討する
- 適切な施策を組み合わせ、効果的に推進する
- 効率的な施策を推進する
- 地域の特性に応じた施策を推進する

5. 自然災害のリスク

南相馬市における主な自然災害のリスク

- ① 地震・津波
- ② 風水害・土砂災害

6. 脆弱性評価と強靱化の推進方針



※推進方針を受けて実施する個別事業については、年度毎・事業毎に策定するため、その都度、改定・差し替えを実施する。

今期計画で実施する施策の推進方針は以下の通りである。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

- ① 住宅・建築物の耐震化等【建築住宅課】
- ② 自主防災組織の強化【危機管理課】
- ③ 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】
- ④ 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】
- ⑤ 消防団の充実強化【危機管理課】
- ⑥ 消防設備の機能強化・耐震化・長寿命化【危機管理課】
- ⑦ 避難所の開設・運営【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑧ 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設・運営
【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑨ スポーツ施設の適切な管理・更新【スポーツ推進課】
- ⑩ 学校施設の防災機能強化・耐震化・長寿命化【教育総務課】
- ⑪ 保護者への迅速で確実な情報伝達【学校教育課、こども育成課】
- ⑫ 防災教育の推進【学校教育課、こども育成課】
- ⑬ 公共施設等総合管理計画の推進【公有財産管理課】
- ⑭ 公園・広場等の安全対策【都市計画課】
- ⑮ 無電柱化の推進【都市計画課】
- ⑯ 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ① 自主防災組織の強化【危機管理課】
- ② 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】
- ③ 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】
- ④ 消防団の充実強化【危機管理課】
- ⑤ 避難所の開設・運営【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑥ 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設・運営【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑦ 学校施設の防災機能強化・耐震化・長寿命化【教育総務課】
- ⑧ 保護者への迅速で確実な情報伝達【学校教育課、こども育成課】
- ⑨ 防災教育の推進【学校教育課、こども育成課】
- ⑩ 津波からの一時避難場所標識の設置【危機管理課】
- ⑪ 津波ハザードマップの作成・活用【危機管理課】

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- ① 雨水排水機場の耐震化・耐浸水化【下水道課】
- ② 公共下水道施設の計画的な更新【下水道課】
- ③ 交通ネットワークの整備【土木課】
- ④ 河川の改修の推進・維持管理の強化等【土木課】
- ⑤ 普通河川の土砂浚渫【土木課】
- ⑥ 湛水防除施設の整備等【農林整備課】

1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域全体の脆弱性が高まる事態

- ① 自主防災組織の強化【危機管理課】
- ② 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】
- ③ 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】
- ④ 消防団の充実強化【危機管理課】
- ⑤ 避難場所標識の設置【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑥ 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設・運営【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑦ 学校施設の防災機能強化・耐震化・長寿命化【教育総務課】
- ⑧ 保護者への迅速で確実な情報伝達【学校教育課、こども育成課】
- ⑨ 防災教育の推進【学校教育課、こども育成課】
- ⑩ 雨水排水機場の耐震化・耐浸水化【下水道課】
- ⑪ 公園・広場等の安全対策【都市計画課】
- ⑫ 無電柱化の推進【都市計画課】
- ⑬ 洪水・土砂災害ハザードマップの作成・活用【危機管理課】
- ⑭ 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】
- ⑮ 交通ネットワークの整備【土木課】
- ⑯ 河川の改修の推進・維持管理の強化等【土木課】
- ⑰ 普通河川の土砂浚渫【土木課】
- ⑱ 土砂災害防止対策の推進【土木課】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-5 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ① 自主防災組織の強化【危機管理課】
- ② 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】
- ③ 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】
- ④ 消防団の充実強化【危機管理課】
- ⑤ 避難所の開設・運営【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑥ 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設・運営【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】
- ⑦ 保護者への迅速で確実な情報伝達【学校教育課、こども育成課】
- ⑧ 津波からの一時避難場所標識の設置【危機管理課】
- ⑨ 津波ハザードマップの作成・活用【危機管理課】
- ⑩ 洪水・土砂災害ハザードマップの作成・活用【危機管理課】
- ⑪ 河川の改修の推進・維持管理の強化等【土木課】
- ⑫ 道路管理者間の連絡体制の構築【土木課】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ① 防災備蓄倉庫の適切な管理・運営【危機管理課】
- ② スポーツ施設等の適切な管理・更新【スポーツ推進課】
- ③ 断水時の給水活動体制の整備【水道課】
- ④ 雨水排水機場の耐震化・耐浸水化【下水道課】
- ⑤ 無電柱化の推進【都市計画課】
- ⑥ 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】
- ⑦ 交通ネットワークの整備【土木課】
- ⑧ 河川の改修の推進・維持管理の強化等【土木課】
- ⑨ 普通河川の土砂浚渫【土木課】
- ⑩ 土砂災害防止対策の推進【土木課】
- ⑪ 緊急輸送道路の防災・減災対策【土木課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

- ① 無電柱化の推進【都市計画課】
- ② 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】
- ③ 交通ネットワークの整備【土木課】
- ④ 河川の改修の推進・維持管理の強化等【土木課】
- ⑤ 普通河川の土砂浚渫【土木課】
- ⑥ 土砂災害防止対策の推進【土木課】
- ⑦ 道路管理者間の連絡体制の構築【土木課】
- ⑧ 緊急輸送道路の防災・減災対策【土木課】
- ⑨ 農道・林道の整備【農林整備課】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-3	自衛隊・警察・消防・海保等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
	① 自主防災組織の強化【危機管理課】 ② 消防団の充実強化【危機管理課】
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶や医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
	① 無電柱化の推進【都市計画課】 ② 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】 ③ 交通ネットワークの整備【土木課】 ④ 緊急輸送道路の防災・減災対策【土木課】 ⑤ 緊急車両等に供給する燃料の確保【危機管理課】 ⑥ 電力供給者との連携強化【危機管理課】
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	① 公共下水道施設の計画的な更新【下水道課】 ② 合併処理浄化槽への転換促進【下水道課】 ③ 感染症予防対策の推進【健康づくり課】 ④ 家畜伝染病対策の充実強化【農政課】

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	① 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】 ② 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】 ③ 防災備蓄倉庫の適切な管理・運営【危機管理課】 ④ 業務継続計画の見直し・修正【危機管理課】 ⑤ 災害時応援体制の構築【危機管理課、総務課】 ⑥ 地域防災計画の見直し・修正【危機管理課】 ⑦ 福島県総合情報通信ネットワークの管理・運用【危機管理課】 ⑧ 公共施設等総合管理計画の推進【公有財産管理課】 ⑨ 防災拠点施設の機能強化・機能確保【危機管理課】 ⑩ 緊急車両等に供給する燃料の確保【危機管理課】 ⑪ 電力供給者との連携強化【危機管理課】

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止

- ① 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】
- ② 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】
- ③ 福島県総合情報通信ネットワークの管理・運用【危機管理課】
- ④ 防災拠点施設の機能強化・機能確保【公有財産管理課】
- ⑤ 無電柱化の推進【都市計画課】
- ⑥ 電力供給者との連携強化【危機管理課】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ① 緊急情報伝達手段の多重化【危機管理課】
- ② 防災行政無線システム等の適切な管理・運用【危機管理課】
- ③ 福島県総合情報通信ネットワークの管理・運用【危機管理課】

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

- ① 企業等の事業継続力強化の支援【商工労政課】
- ② 無電柱化の推進【都市計画課】
- ③ 交通ネットワークの整備【土木課】
- ④ 緊急輸送道路の防災・減災対策【土木課】
- ⑤ 水産関係施設の整備等【農政課】

5-2 食料等の安定供給の停滞

- ① 農道・林道の整備【農林整備課】
- ② 食料生産基盤の整備【農林整備課】
- ③ 農業利水施設の長寿命化・防災減災対策【農林整備課】

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給の機能停止

- ① 非常用電源（太陽光・蓄電池）の導入促進【生活環境課】
- ② 無電柱化の推進【都市計画課】
- ③ 緊急輸送道路の防災・減災対策【土木課】
- ④ 緊急車両等に供給する燃料の確保【危機管理課】
- ⑤ 電力供給者との連携強化【危機管理課】

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

- ① 断水時の給水活動体制の整備【水道課】
- ② 雨水排水機場の耐震化・耐浸水化【下水道課】
- ③ 公共下水道施設の計画的な更新【下水道課】
- ④ 合併処理浄化槽への転換促進【下水道課】
- ⑤ 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】
- ⑥ 河川の改修の推進・維持管理の強化等【土木課】
- ⑦ 普通河川の土砂浚渫【土木課】
- ⑧ 土砂災害防止対策の推進【土木課】

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

- ① 地域公共交通機関の確保【危機管理課】
- ② 住宅・建築物の耐震化等【建築住宅課】
- ③ 橋梁の耐震化・長寿命化【土木課】
- ④ 交通ネットワークの整備【土木課】
- ⑤ 緊急輸送道路の防災・減災対策【土木課】

6-4 異常渇水等により用水の供給途絶

- ① ダムの適切な維持管理・老朽化対策【農林整備課】
- ② 農業用水の渇水対策

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災設備、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ① ダムの適切な維持管理・老朽化対策【農林整備課】
- ② 農業利水施設の長寿命化・防災減災対策【農林整備課】
- ③ ため池の決壊等による被害の防止【農林整備課】
- ④ 土砂災害防止対策の推進【土木課】

7-2 原子力発電所に係る関係機関との連携強化

- ① 原子力発電所に係る関係機関との連携強化【危機管理課】
- ② 原子力発電所に係る情報収集能力の強化【危機管理課】

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ① 耕作放棄地の発生防止と解消【農政課】
- ② 農業・林業の担い手確保と育成【農政課】
- ③ 有害鳥獣被害防止対策の充実強化【農政課】
- ④ 森林及び治山設備の整備【農林整備課】
- ⑤ 食料生産基盤の整備【農林整備課】

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害廃棄物処理体制の強化【生活環境課】

8-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害時応援体制の構築【危機管理課、総務課】
- ② ボランティアの受入体制の確立【危機管理課】

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 地域公共交通機関の確保【危機管理課】
- ② 自主防災組織の強化【危機管理課】
- ③ 消防団の充実強化【危機管理課】
- ④ 防犯体制の充実【生活環境課】
- ⑤ 罹災家屋調査体制及び罹災証明書発行体制の強化【税務課】

南相馬市国土強靱化地域計画 (素案)

令和3年3月
南相馬市

【目次】

第1章	はじめに	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
第2章	基本的な考え方	
1	基本目標	3
2	事前に備えるべき目標	3
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	4
第3章	地域特性	
1	南相馬市の地域特性	5
2	南相馬市における主な自然災害リスク	7
第4章	脆弱性評価と強靱化の推進方針	
1	脆弱性評価	9
2	強靱化の推進方針の策定	12
3	脆弱性評価の結果と強靱化施策の推進方針	13
第5章	計画の推進	
1	推進体制	87
2	進捗管理及び見直し	87

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、本市では震度6弱を観測し、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、市内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原子力災害」という。）では、避難指示等による市外への人口流出や、農業をはじめとしたあらゆる産業に風評被害が及ぶなど、市の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

さらに、令和元年東日本台風（令和元年10月12日 台風第19号）では、河川の氾濫等により大規模な水害が発生し、尊い人命が失われた。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みを整備し、福島県では平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」を策定している。

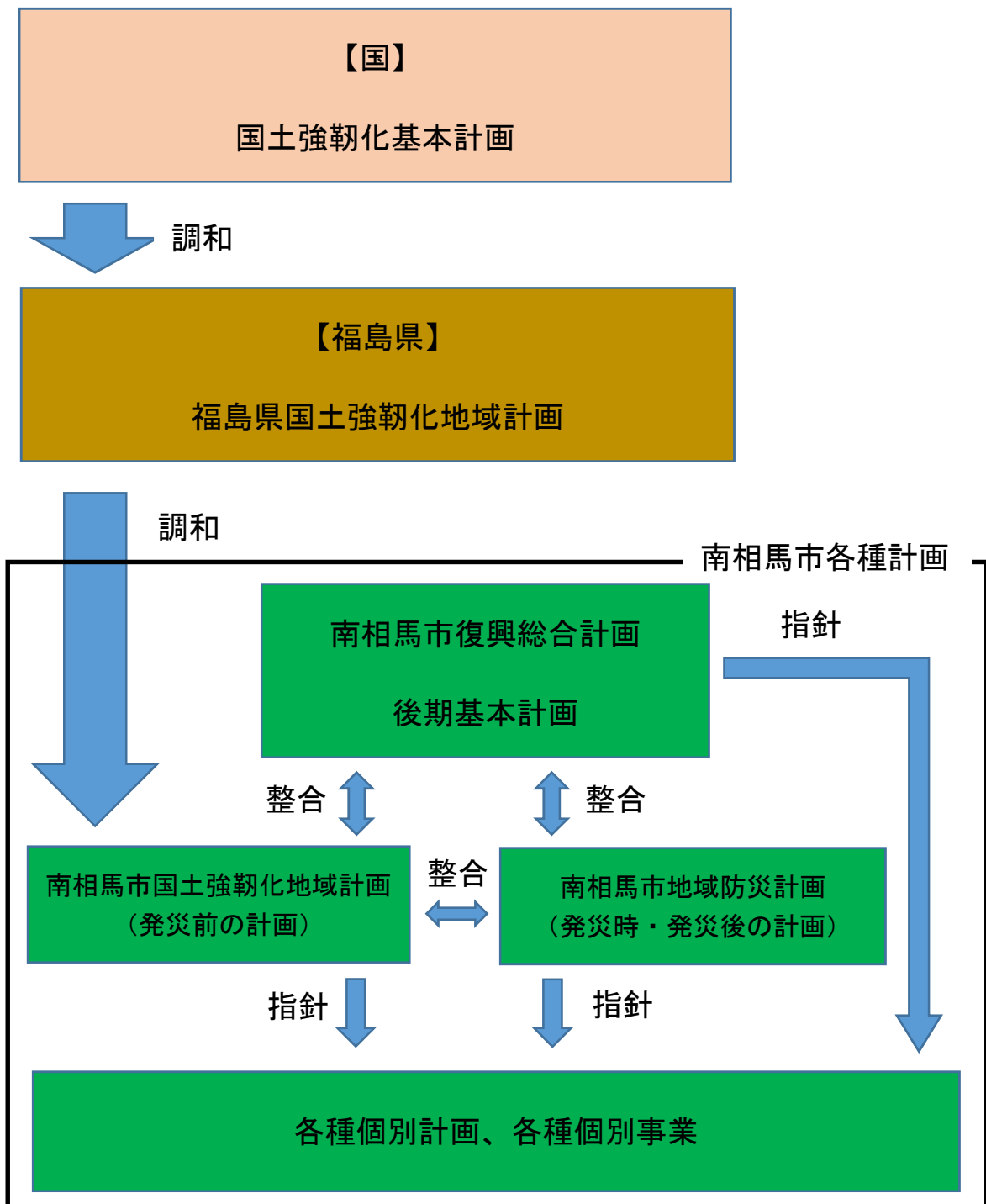
本市においても、東日本大震災や令和元年東日本台風から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「南相馬市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、国が策定した国土強靱化基本計画や福島県が策定した「福島県国土強靱化地域計画」との調和と、本市が策定した「南相馬市復興総合計画後期基本計画」や「南相馬市地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との整合を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

「南相馬市地域防災計画」と比較した場合、「南相馬市地域防災計画」は主に発災時・発災後について定めた計画であるのに対し、本計画は主に発災前の事前の備えについて定めた計画となっていることが大きな特徴である。

計画の位置付け



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、計画公表の日から令和4年度末までの概ね2年間とする。
なお、その後については、復興総合計画と整合を図った期間とする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、本市における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国・県が策定した国土強靱化の理念や基本計画及び市の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本市における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本市の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本市全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる効果的に施策を推進する。
- 国、県、本市、本市民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 原子力災害による避難地域等の復興・再生を中心として、医療、福祉、教育の確保、福島イノベーション・コースト構想による新産業や雇用の創出、事業や営農の再開支援、風評払拭・風化防止等に取り組み、本市の復興を加速させていく。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 地域特性

1 南相馬市の地域特性

(1) 位置・面積・地勢・気候

本市は、平成18年1月1日に旧小高町、旧鹿島町及び旧原町市の1市2町が合併して誕生した。福島県浜通りの北部に位置し、面積は398.5km²、東京から292kmの距離にあり、福島県いわき市と宮城県仙台市のほぼ中間に位置している。主要な広域アクセス交通は、JR常磐線と常磐自動車道、国道6号線であり、それぞれが南北に併行して連絡している。

本市は、東に太平洋、西は阿武隈高地に接し、阿武隈高地東縁の山地と福島県浜通り低地帯から構成され、標高656mから海岸部に至る。山地部では、山頂に残る平坦面・緩斜面と、深く開析する小高川・宮田川・新田川・太田川・真野川等の谷底があり、その比高（起伏量）は300mを超えるところが多い。主な山は八丈石山、八森山、国見山がある。

地質構成も多種多様で変化に富んでいる。中央部を南北に走る双葉断層東側の地域には、断層に接して中生代の固結堆積物が発達している。その東側の丘陵地帯には、新第三紀中新世から鮮新世の固結堆積物や半固結堆積物が分布している。

また、丘陵地の一部やその間の平地には、段丘や海岸平地を構成する第四紀の未固結堆積物が分布し、双葉断層西側の隣接地域には、古生代の固結堆積物、中生代の火山性堆積物、花崗岩質岩石などが分布している。

気候としては、太平洋の影響を受け、夏は涼しく、冬は温暖な海洋性気候で、年間の平均気温は13.3℃、年間降水量は1,357mmとなっている。風は、10月から4月が北西、5月から9月が東よりとなっており、降雨は夏に最も多く、梅雨時が次に多い。冬には降雪も少なく晴天の日が多いため極端に降雨量が少なくなる。

(2) 人口・世帯

本市の人口は、令和2年10月1日現在で53,081人、26,572世帯となっており、東日本大震災及び原子力災害からの避難や首都圏への人口流出、未婚化・晩婚化の進行、出生数の減少、死亡数の増加等の要因により人口減少が進んでいる。その一方で、世帯数が増えている傾向にあることから、一人世帯が増加しているものと思われる。

(3) 原子力災害による避難地域等の発生

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震・津波により、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所では、全交流電源が喪失して原子炉冷却に異常が発生し、炉心溶解やそれに伴う格納容器の破損等により放射性物質が漏えいする原

子力事故が発生した。平成 23 年 3 月 12 日 18 時 25 分には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内の住民に「避難指示」が出され、同年 3 月 15 日 11 時には、福島第一原子力発電所から半径 20 km から 30 km 圏内の住民に「屋内退避指示」が出された。その後、同年 4 月 21 日 11 時の原子力災害対策本部長からの指示により、同年 4 月 22 日 0 時から福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内が「警戒区域」に設定され、20 km から 30 km 圏内の住民に出されていた「屋内退避指示」は解除されたものの、20 km 圏外に「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」が設定された。

平成 24 年 3 月 30 日に警戒区域、計画的避難区域を含む避難指示区域等を見直すことが決定し、同年 4 月 16 日には、警戒区域が解除され、新たに「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」が設定された。

これにより、区域への立入りが可能となったが、自由に自宅等での宿泊ができないなど、引き続き多くの住民等が避難生活を余儀なくされた。その後、平成 28 年 7 月 12 日午前 0 時をもって帰還困難区域を除く避難指示区域が解除された。

解除されてからは、帰還する住民も増えているが、多くの住民が避難先で新たな生活を始めていることもあり、帰還促進に向けて、取り組むべき多くの課題を抱えている。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉が進んでいく中で、今後も引き続き原子力災害の発生に備えた対策が求められる状況にある。

2 南相馬市における主な自然災害リスク

(1) 地震・津波災害

本市沖には太平洋プレートが存在し、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域であり、プレート境界が長く南北に連続しているために、本市沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、本市では最大震度6弱が観測された。南相馬市に最も近い津波観測地点の相馬港では9.3m以上の大津波が観測され、るなど、本市の沿岸全域が大津波に襲われ、死者・行方不明者合わせて636名の人的被害と家屋や産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、本市の歴史上、類を見ない大災害となった。

なお、東日本大震災の規模、被害の概要については下記の表のとおりである。

【東日本大震災の規模、被害の概要】

(令和2年10月1日 現在)

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖（震源の深さ24km）
規模	モーメントマグニチュード9.0
市内の観測震度	震度6弱：小高区、鹿島区、原町区高見町 震度5強：原町区本町、原町区三島町
津波規模	計測値：相馬港9.3m以上※ ※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある
人的被害	死者：1,153名 （直接死636名うち死亡届111名、関連死517名） 重傷者：2名 軽傷者：57名
建物被害	住家全壊：2,323棟 住家半壊：2,430棟 住家一部損壊：3,718棟 住家床上浸水：999棟 住家床下浸水：306棟 公共建物被害：49棟 その他建物被害：6,043棟
消防職員出動延べ人数	消防職員：3,964人 消防団員：5,537人

津波の想定は、「南相馬市地震・津波等ハザードマップ」（平成 26 年 3 月時点）では、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を想定（津波による水位変動を概ね 15 m に設定）した津波浸水範囲としているが、国・県における津波のシミュレーションも参考に今後も見直しを行っていく。

（2）風水害・土砂災害

本市には、新田川水系、小高川水系、真野川水系などの 2 級河川が流れており、堤防の決壊や越水など大雨による災害の発生のおそれがある。

令和元年東日本台風では、河川の越水や市街地の冠水など大規模な水害のほか、土砂災害による人的被害も発生しており、この台風での被害は下記の表のとおりである。

今後も市民の生命や財産に被害を及ぼす風水害・土砂災害が発生するおそれがある。

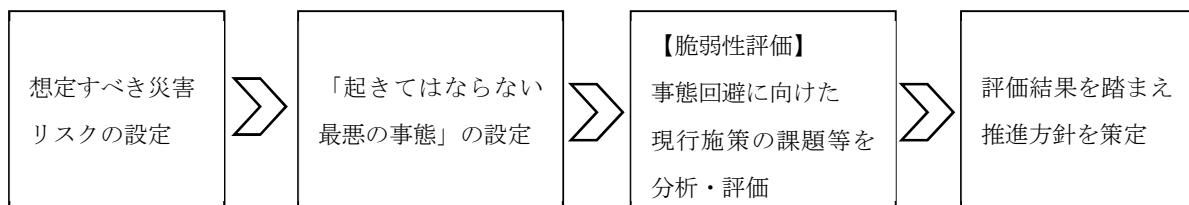
災害名・発生日	被害の概要
令和元年東日本台風（台風第 19 号）・ 令和元年 10 月 12 日発生 令和元年 10 月 25 日の大雨	人的被害 死者：1 名 負傷者：2 名 住宅被害 住家全壊：5 棟 住家半壊：153 棟 住家一部損壊：227 棟 道路・河川の被害 法面崩壊：111 件 道路損傷：254 件 橋梁損傷：2 件 河川損傷：195 件 水路損傷：55 件 通行止め路線：9 路線

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価

(1) 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本市を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本市が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本市の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



(ア) 本計画の対象とする災害リスク

過去の本市内で発生した自然災害による被害状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後本市に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画における想定すべき災害リスクの対象とする。

(イ) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した本市の「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本市の地域の特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される「起きてはならない最悪の事態」を26項目設定した。

なお、設定した26項目は次ページのリスクシナリオの通りである。

リスクシナリオ

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (26項目)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域全体の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶や医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (26項目)	
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-4	異常湧水等による用水の供給途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	風評等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(ウ) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野として、11項目の施策分野を設定した。

強靱化施策分野（11項目）	
1	行政機能
2	住宅・都市
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林水産
8	環境
9	地域保全・土地利用
10	リスクコミュニケーション
11	長寿命化対策

(エ) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施する。

なお、各施策の達成度や進捗状況を定量的に分析・評価するため、できる限り具体的な数値指標の設定に努める。

2 強靱化の推進方針の策定

前項における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」（プログラム）ごとに策定する。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本市に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

3 脆弱性評価の結果と強靱化施策の推進方針

脆弱性評価の結果と、結果を踏まえて実施していく強靱化施策の推進方針として策定する内容は、次のとおりである。

事前に備えるべき目標

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ 1-1

地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者

① 住宅・建築物の耐震化等

【施策分野2】【建築住宅課】

○脆弱性評価の結果

本市の耐震化率は住宅で72.1%(H30)、特定建築物では49.4%(H27)であるが、これはいずれも全国平均の住宅87%(H30)、特定建築物約85%(H25)を大きく下回っており、耐震化を早急に進める必要がある。

○推進方針

本市では、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、「南相馬市耐震改修促進計画」で住宅及び特定建築物の耐震化率の目標を定め、耐震化を推進している。所有者等にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本方針とする。建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、関係団体との連携を一層強化しつつ、「南相馬市耐震改修促進計画」に基づき住宅・建築物の耐震化の取組を促進する。また、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制(耐震改修促進税制、住宅ローン減税)を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。

② 自主防災組織の強化

【施策分野1, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

事前の備えや早めの避難など、「自分の身は自分で守る」意識を高めるとともに自主防災組織が形骸化している地区もあり、改めて自主防災組織の活性化を図っていく必要がある。「南相馬市復興総合計画後期基本計画」において、令和4年度には自主防災組織化率100%、防災訓練実施組織数100組織を目指すとしている。また、自主防災組織での活用を目的に、平成29年度から5年間で70人の防災士養成を目指しているが、令和元年度末で33人の資格取得となっており、事業期間の延長について検討が必要な状況である。

○推進方針

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、自主防災組織が未結成の行政区における結成の働きかけや防災訓練等の実施を支援し、また、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対する防災訓練時費用の一部へ補助金の交付を、今後も継続して実施する。さらには、防災士と自主防災組織の連携を図る環境を整備しながら、防災士養成事業の計画期間の延長も検討していく。

③ 緊急情報伝達手段の多重化

【施策分野 1, 4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

災害情報や避難情報、気象情報や火災情報等は迅速に周知・伝達する必要があるため、現在、防災メールや防災行政無線、市のホームページやSNSを活用して情報を配信しているが、今後も継続して緊急情報伝達手段の多重化を推進していく必要がある。

○推進方針

現在も実施している、防災メール・防災行政無線・市ホームページ・SNSでの情報伝達のほか、緊急速報メールの一斉配信機能や折り込みチラシの活用など、緊急情報伝達手段の多重化をさらに推進していく。

④ 防災行政無線システム等の適切な管理・運用

【施策分野 1, 4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

防災行政無線は、災害発生時や行政情報の伝達など、市民に重要な情報を伝達する手段として屋外拡声子局の整備と防災行政無線を受信できる戸別受信機の各戸への貸し出しを行っている。平時から防災行政無線システムが正常に稼働していることの確認など、適切な管理と運用が必要である。また、天候や電波の状況により、市内全域に対して無線放送を届けることができていない実態もあることから、運用に当たって防災行政無線の強化策等の検討も必要である。

○推進方針

防災行政無線システムは、定時に市民の歌を放送するなど日頃からシステムの稼働状況を確認しており、今後も継続して適切な管理・運用を実施していく。また、経年によるシステムの耐用年数等を十分に踏まえ、無線放送が届いていない地域に対してデジタル波戸別受信機の導入や屋外拡声子局のスピーカ強化などの対策を状況に合わせて検討することとする。

⑤ 消防団の充実強化

【施策分野 1, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

消防団は地域に密着して市民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯感の希薄化などの影響で、消防団員の減少・高齢化が進んでおり、令和2年4月1日現在では、消防団の充足率が81.2%と「南相馬市総合復興計画後期基本計画」で目標としている89%を大きく下回っている。地域防災力の向上のためにも、加入促進が必要である。

○推進方針

若者や女性の消防団加入を促進するための広報活動のほか、消防団の活動に対しての地域からの理解や団員が福利厚生サービスを受けられる消防団サポート事業の充実、消防団協力事業所認定など雇用者との連携といった、消防団活動への支援が得られる環境の整備、加えて特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う機能別団員制度の活用など、今後も継続して消防団の充実強化を推進する。

⑥ 消防設備の機能強化・耐震化・長寿命化

【施策分野 1, 11】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

消防水利として消火栓があるが、大規模な地震等が発生した場合、水道の送配水施設（配水管）が被災すると、広域的、長期的に使用不能となることが想定されるため、水利不足とならないよう耐震性を備えた貯水槽の整備や、その他消防水利施設の機能強化や耐震化、長寿命化が必要である。

○推進方針

災害や火災の発生時等に速やかな消火活動（初期対応）等を可能にするため、市内消防水利の完全充足を目指し、耐震性貯水槽の整備を図る。また、消火栓等の消防水利施設についても、機能強化や耐震化、長寿命化を図れるよう検討していく。

⑦ 避難所の開設・運営

【施策分野 1, 3】【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】

○脆弱性評価の結果

災害等の発生時は、「南相馬市地域防災計画」に基づき避難所の開設が決定される。開設された場合、災害対策本部（危機管理課）は、避難所の開設・運営に当たる社会福祉班（社会福祉課・長寿福祉課）から避難者数の取りまとめや避難者のニーズについて、連絡を受け、調整を実施している。令和元年東日本台風の経験から、速やかな避難所の開設・運営や福祉ゾーンの設置、ペットの同行避難

などの課題があることから、それらの解消に向けた対応が必要である。

○推進方針

速やかな開設判断に必要な情報収集能力の強化や、開設に係る人員体制やペットの同行避難などの検討、避難所運営マニュアルの見直し・修正とそれに合わせての避難所開設・運営の職員訓練など課題解消に向けた取り組みを進めていく。

⑧ 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設・運営

【施策分野3】【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】

○脆弱性評価の結果

避難行動要支援者名簿は社会福祉課・長寿福祉課からデータの提供を受けて危機管理課が作成している。行政区長や民生委員など支援者となりうる方を対象に名簿を配布しているが、活用についてはいまだに検討段階であることから、今後の活用方法について検討・整理が必要である。実際に災害が発生した場面においては、一般避難所で避難生活が困難な要支援者（高齢者及び障がい者等）が避難した場合、要支援者の状況や被災状況、復旧見込等を総合的に検討し、福祉避難所の開設を判断する。社会福祉班（社会福祉課・長寿福祉課）は開設が必要と判断した場合は、災害対策本部（危機管理課）へ災害時要配慮者支援センターの設置を要請し災害対策本部の指示により開設するが、速やかに福祉避難所の開設、運営ができる体制づくりのほか、避難行動要支援者のうち支援者がいない方や福祉事業所等を利用していない方の個別支援計画の作成、避難行動要支援者の名簿を活用した、災害時における避難支援の仕組みづくりが課題である。また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設での避難計画策定と避難訓練の促進も必要である。

○推進方針

避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者に関わる各関係者が共有できる仕組みを構築し、日常から声かけや安否確認ができる環境整備に取り組む。福祉避難所の開設・運営に関しては、現状に即した災害時要配慮者支援センターの設置、福祉避難所設置・運営マニュアルの見直し・周知、市の防災訓練時などにおいて、福祉避難所として協定した事業所と連携した開設設置訓練の実施等を検討していく。また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設での避難計画策定と避難訓練の実施を促進しながら、必要があれば計画策定及び避難訓練の実施を支援していく。

⑨ スポーツ施設等の適切な管理・更新

【施策分野 2, 4, 11】【スポーツ推進課】

○脆弱性評価の結果

体育館等のスポーツ施設は、不特定多数の市民が利用するため、倒壊等が発生すると大きな被害につながる事が懸念される。特に「南相馬市民プール」及び「南相馬屋内市民プール」については、竣工から 43 年、34 年と共に耐用年数を超過しており、施設の維持管理に係る経費の増大や、老朽化に伴い災害時の安全確保が今後難しくなる可能性がある。また、近年では令和元年東日本台風により断水が発生し市民生活に大きな影響を与えたことから、災害時の飲料水等生活用水の確保は重要な課題となっている。

○推進方針

災害時の倒壊や天井等の落下物の被害を最小限に抑えるため、第 3 期南相馬市スポーツ推進計画に基づき、2 施設を集約し屋内温水プールを建設する。また、今後の災害等により断水が発生した場合に備えるため、飲用可能な浄水施設を有する施設とする。その他スポーツ施設についても必要により防災・減災を踏まえた管理・更新を検討していく。

⑩ 学校施設の防災機能強化・耐震化・長寿命化

【施策分野 2, 11】【教育総務課】

○脆弱性評価の結果

現在、市内全ての小中学校の耐震改修は完了しているところであるが、避難所の指定がなされている学校も多いことから、雨漏り対策等、計画的な修繕を実施する必要がある。

○推進方針

避難所としての使用も考慮し、防災機能の強化や長寿強化等も踏まえ、中長期的な計画に基づいた施設修繕を実施していく。

⑪ 保護者への迅速で確実な情報伝達

【施策分野 10】【学校教育課、こども育成課】

○脆弱性評価の結果

現在、保護者への情報伝達は、各校の一斉メール送信や教育ポータル、防災メールや防災無線を活用した周知のほか、市のホームページを活用した周知や緊急連絡簿の整備によって実施している。子供の生命を守るためにも保護者への情報伝達は今後も必要となることから、継続した取り組みが必要である。

○推進方針

今後も確実な情報伝達を行うため、現在の多重化された情報提供の手段を継続して取り組んでいく。

⑫ 防災教育の推進

【施策分野 10】【学校教育課、こども育成課】

○脆弱性評価の結果

様々な災害を想定した防災訓練や避難訓練、危機管理課や消防署と連携した防災教育を実施している。災害時に子供たちの生命を守るためにも、今後も継続した防災教育の実施が必要である。

○推進方針

今後も、地域の実態に応じて、学校・幼稚園・保育園・家庭・地域と連携した防災訓練や避難訓練等の防災教育を継続して実施していく。

⑬ 公共施設等総合管理計画の推進

【施策分野 1, 11】【公有財産管理課】

○脆弱性評価の結果

市では、平成 29 年 3 月に「公共施設等総合管理計画」を策定し、効率的に公共施設を安心して安全なものとして、存続・配置することを目指している。計画に基づき、インフラを含めた公共施設の長寿命化などの総合的なマネジメントを継続することが必要である。

○推進方針

今後も、「公共施設等総合管理計画」に基づいた長寿命化などの総合的なマネジメントを継続していく。

⑭ 公園・広場等の安全対策

【施策分野 2, 11】【都市計画課】

○脆弱性評価の結果

平成 28 年度に本市が管理する公園・緑地において、施設の老朽化に伴う安全対策の強化や適切な維持管理及び修繕・更新費用の縮減を図る観点から、対象とする公園施設において健全度調査及び健全度・緊急度判定を実施し、南相馬市公園施設長寿命化計画を策定しており、計画の実施が必要である。

○推進方針

計画の実施に当たり、危険度の高い施設から改修工事を行う。公園施設長寿命化計画は、5年に1回見直しを行い、改修計画の修正を行う。

⑮ 無電柱化の推進

【施策分野 2, 4, 6】【都市計画課】

○脆弱性評価の結果

地震や強風等の災害による電柱等の倒壊で、道路が寸断される事態やライフラインの供給が停止する事態のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等

の無電柱化が必要である。

○推進方針

緊急避難路に指定されている国道・県道については、道路管理者へ無電柱化の推進を要望する。緊急輸送路に隣接する駅周辺等、市道については災害時のライフライン供給停止リスクを最小限に抑えるため、無電柱化を実施する。

⑩ 橋梁の耐震化・長寿命化

【施策分野 2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

橋梁の改修について、これまで同様の管理を続けると、同時期に多くの橋梁を架けかえることとなり、多額の事業費によって更新が困難になる恐れがあることから、市では平成 27 年に「南相馬市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、現在も実施中である。

○推進方針

橋梁の改修は、従来、損傷が顕在化した橋梁に大規模な修繕や架け替えをする「事後的な修繕及び架け替え」を実施してきたが、今後は定期的な点検と健全度の診断により損傷が顕在化する前に対策を講じる「予防的な修繕」を繰り返すことにより橋梁の長寿命化を図っていく。

① 自主防災組織の強化（再掲）

【施策分野 1, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

事前の備えや早めの避難など、「自分の身は自分で守る」意識を高めるとともに自主防災組織が形骸化している地区もあり、改めて自主防災組織の活性化を図っていく必要がある。「南相馬市復興総合計画後期基本計画」において、令和4年度には自主防災組織化率 100%、防災訓練実施組織数 100 組織を目指すとしている。また、自主防災組織での活用を目的に、平成 29 年度から 5 年間で 70 人の防災士養成を目指しているが、令和元年度末で 33 人の資格取得となっており、事業期間の延長について検討が必要な状況である。

○推進方針

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、自主防災組織が未結成の行政区における結成の働きかけや防災訓練等の実施を支援し、また、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対する防災訓練時費用の一部へ補助金の交付を、今後も継続して実施する。さらには、防災士と自主防災組織の連携を図る環境を整備しながら、防災士養成事業の計画期間の延長も検討していく。

② 緊急情報伝達手段の多重化（再掲）

【施策分野 1, 4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

災害情報や避難情報、気象情報や火災情報等は迅速に周知・伝達する必要があるため、現在、防災メールや防災行政無線、市のホームページや SNS を活用して情報を配信しているが、今後も継続して緊急情報伝達手段の多重化を推進していく必要がある。

○推進方針

現在も実施している、防災メール・防災行政無線・市ホームページ・SNSでの情報伝達のほか、緊急速報メールの一斉配信機能や折り込みチラシの活用など、緊急情報伝達手段の多重化をさらに推進していく。

③ 防災行政無線システム等の適切な管理・運用（再掲）

【施策分野 1, 4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

防災行政無線は、災害発生時や行政情報の伝達など、市民に重要な情報を伝達する手段として屋外拡声子局の整備と防災行政無線を受信できる戸別受信機の各戸への貸し出しを行っている。平時から防災行政無線システムが正常に稼働していることの確認など、適切な管理と運用が必要である。また、天候や電波の状況により、市内全域に対して無線放送を届けることができていない実態もあることから、運用に当たって防災行政無線の強化策等の検討も必要である。

○推進方針

防災行政無線システムは、定時に市民の歌を放送するなど日頃からシステムの稼働状況を確認しており、今後も継続して適切な管理・運用を実施していく。また、経年によるシステムの耐用年数等を十分に踏まえ、無線放送が届いていない地域に対してデジタル波用戸別受信機の導入や屋外拡声子局のスピーカ強化などの対策を状況に合わせて検討することとする。

④ 消防団の充実強化（再掲）

【施策分野 1, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

消防団は地域に密着して市民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯感の希薄化などの影響で、消防団員の減少・高齢化が進んでおり、令和2年4月1日現在では、消防団の充足率が81.2%と「南相馬市総合復興計画後期基本計画」で目標としている89%を大きく下回っている。地域防災力の向上のためにも、加入促進が必要である。

○推進方針

若者や女性の消防団加入を促進するための広報活動のほか、消防団の活動に対しての地域からの理解や団員が福利厚生サービスを受けられる消防団サポート事業の充実、消防団協力事業所認定など雇用者との連携といった、消防団活動への支援が得られる環境の整備、加えて特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う機能別団員制度の活用など、今後も継続して消防団の充実強化を推進する。

⑤ 避難所の開設・運営（再掲）

【施策分野 1, 3】【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】

○脆弱性評価の結果

災害等の発生時は、「南相馬市地域防災計画」に基づき避難所の開設が決定される。開設された場合、災害対策本部（危機管理課）は、避難所の開設・運営に

当たる社会福祉班（社会福祉課・長寿福祉課）から避難者数の取りまとめや避難者のニーズについて、連絡を受け、調整を実施している。令和元年東日本台風の経験から、速やかな避難所の開設・運営や福祉ゾーンの設置、ペットの同行避難などの課題があることから、それらの解消に向けた対応が必要である。

○推進方針

速やかな開設判断に必要な情報収集能力の強化や、開設に係る人員体制やペットの同行避難などの検討、避難所運営マニュアルの見直し・修正とそれに合わせての避難所開設・運営の職員訓練など課題解消に向けた取り組みを進めていく。

⑥ 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設・運営（再掲）

【施策分野3】【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】

○脆弱性評価の結果

避難行動要支援者名簿は社会福祉課・長寿福祉課からデータの提供を受けて危機管理課が作成している。行政区長や民生委員など支援者となりうる方を対象に名簿を配布しているが、活用についてはいまだに検討段階であることから、今後の活用方法について検討・整理が必要である。実際に災害が発生した場面においては、一般避難所で避難生活が困難な要支援者（高齢者及び障がい者等）が避難した場合、要支援者の状況や被災状況、復旧見込等を総合的に検討し、福祉避難所の開設を判断する。社会福祉班（社会福祉課・長寿福祉課）は開設が必要と判断した場合は、災害対策本部（危機管理課）へ災害時要配慮者支援センターの設置を要請し災害対策本部の指示により開設するが、速やかに福祉避難所の開設、運営ができる体制づくりのほか、避難行動要支援者のうち支援者がいない方や福祉事業所等を利用していない方の個別支援計画の作成、避難行動要支援者の名簿を活用した、災害時における避難支援の仕組みづくりが課題である。また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設での避難計画策定と避難訓練の促進も必要である。

○推進方針

避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者に関わる各関係者が共有できる仕組みを構築し、日常から声かけや安否確認ができる環境整備に取り組む。福祉避難所の開設・運営に関しては、現状に即した災害時要配慮者支援センターの設置、福祉避難所設置・運営マニュアルの見直し・周知、市の防災訓練時などにおいて、福祉避難所として協定した事業所と連携した開設設置訓練の実施等を検討していく。また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設での避難計画策定と避難訓練の実施を促進しながら、必要があれば計画策定及び避難訓練の実施を支援していく。

⑦ 学校施設の防災機能強化・耐震化・長寿命化（再掲）

【施策分野 2， 1 1】【教育総務課】

○脆弱性評価の結果

現在、市内全ての小中学校の耐震改修は完了しているところであるが、避難所の指定がなされている学校も多いことから、雨漏り対策等、計画的な修繕を実施する必要がある。

○推進方針

避難所としての使用も考慮し、防災機能の強化や長寿強化等も踏まえ、中長期的な計画に基づいた施設修繕を実施していく。

⑧ 保護者への迅速で確実な情報伝達（再掲）

【施策分野 1 0】【学校教育課、こども育成課】

○脆弱性評価の結果

現在、保護者への情報伝達は、各校の一斉メール送信や教育ポータル、防災メールや防災無線を活用した周知のほか、市のホームページを活用した周知や緊急連絡簿の整備によって実施している。子供の生命を守るためにも保護者への情報伝達は今後も必要となることから、継続した取り組みが必要である。

○推進方針

今後も確実な情報伝達を行うため、現在の多重化された情報提供の手段を継続して取り組んでいく。

⑨ 防災教育の推進（再掲）

【施策分野 1 0】【学校教育課、こども育成課】

○脆弱性評価の結果

様々な災害を想定した防災訓練や避難訓練、危機管理課や消防署と連携した防災教育を実施している。災害時に子供たちの生命を守るためにも、今後も継続した防災教育の実施が必要である。

○推進方針

今後も、地域の実態に応じて、学校・幼稚園・保育所・家庭・地域と連携した防災訓練や避難訓練等の防災教育を継続して実施していく。

⑩ 津波からの一時避難場所標識の設置

【施策分野 1， 1 0】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

津波からの一時避難場所標識の設置については、令和 2 年度で終了する見込みであるが、設置した標識の継続的なメンテナンスと標識の追加設置の有無について、今後も継続して実施・検討していく必要がある。

○推進方針

津波からの一時避難場所標識について、継続的なメンテナンスと標識の追加設置の有無について、今後も実施・検討していく。

⑪ 津波ハザードマップの作成・活用

【施策分野 1, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

現時点で公表している津波のハザードマップは、平成 26 年 3 月に公表したものが最新である。現在、福島県の調査結果を基に、最新版の津波ハザードマップを作成しているところであり、今後は早期の公表と活用が必要である。

○推進方針

基本となる津波ハザードマップのデータは作成済みであることから、令和 2 年度中の印刷・配布・活用を進めていく。

① 雨水排水機場の耐震化・耐浸水化

【施策分野2】【下水道課】

○脆弱性評価の結果

小高川ポンプ場は平成7年度に供用開始しているが、耐震診断を行っておらず、耐震改修の必要性が不明であるため、耐震診断調査を行う必要がある。令和5年度まで大規模な設備改築工事を控えているため、工事終了後、耐震化・耐浸水化を進められるよう調査検討をしていく必要がある。また、重要設備の更新時期が迫っているため、「南相馬市下水道ストックマネジメント計画」により、長期的に事業の平準化を図りながら計画的な点検・改築等により老朽化対策を推進する必要がある。

○推進方針

小高区市街地の雨水による浸水被害を防止し被害を軽減するため、雨水排水機場は重要な役割を担っている。大地震発生時の建築物の倒壊による被害を最小限に抑え、災害時に適切に機能を発揮するため、耐震化・耐浸水化等の向上強化を図る。小高川ポンプ場については、大規模設備改築終了後、耐震化・耐浸水化等に取り組む。また、下水道施設の整備により浸水被害を軽減し、災害に強く安全安心な暮らしの実現を図るとともに、計画的な改築更新を進め、持続可能な下水道施設の実現を図る。併せて、災害による被害を想定し、設備の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。

② 公共下水道施設の計画的な更新

【施策分野2， 11】【下水道課】

○脆弱性評価の結果

下水道施設・管路の老朽化による事故等の未然防止及びライフサイクルコストの低減を推進するため、「南相馬市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設及び管路の持続的な機能確保を含めた長寿命化・耐震化等を図る計画的な改築を実施している。安定した下水道施設の機能を維持し衛生環境を良好に保つため、管渠やポンプ場等をはじめとした下水道施設の計画的な点検・調査を行っており、その結果を踏まえ、修繕等による長寿命化と耐震補強を実施している。大規模自然災害発生時における管渠や下水道施設の信頼性及び安全性を確保するため、引き続き、適切な維持管理と計画的な長寿命化・耐震化、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた浸水対策についても対応し

ていく必要がある。

○推進方針

大規模自然災害発生時における管渠や下水道施設の信頼性及び安全性を確保するため、整備計画に基づいた計画的かつ効率的な更新・改築・修繕を実施するとともに、更新・改築等に合わせた施設及び管路の耐震化・浸水対策を推進していく。また、災害による被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう整備を進める。

③ 交通ネットワークの整備

【施策分野 2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路は重要な生活基盤であるとともに、災害時の避難や防災拠点、医療拠点を結ぶルートとして欠かせないものである。これらの道路が機能不全になると、市民の安心・安全に重大な支障を及ぼすおそれがある。

○推進方針

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路、市民の生活道路について今後も継続して整備を実施していく。

④ 河川の改修の推進・維持管理の強化等

【施策分野 2, 4, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

令和元年東日本台風では、市内の河川で越水が発生しており、今後も河川氾濫や越水のおそれがあることから、河川の改修や維持管理体制の強化が必要である。

○推進方針

河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、令和元年東日本台風で被害のあった新田川をはじめとする二級河川の早期の抜本的改修と維持管理体制の強化、危機管理型水位計及び監視カメラの増設を、河川管理者である福島県に要請するとともに、それらの活用による市民への情報提供を実施していく。

⑤ 普通河川の土砂浚渫

【施策分野 2, 4, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

令和元年東日本台風によって、市内の河川で越水が発生し河川流域で多くの家屋が被災した。県の管理する二級河川だけでなく、市で管理する普通河川に

においても同様の災害を未然に防ぐため、浚渫による維持管理が必要である。

○推進方針

市で管理する普通河川において、河川の氾濫や越水などの災害を予防するため、土砂浚渫について計画的に実施していく。

⑥ 湛水防除施設の整備等

【施策分野 7】【農林整備課】

○脆弱性評価の結果

本市の沿岸部は、東日本大震災により土地改良施設（湛水防除施設等）の損壊等の被害が生じたため、被災した施設の復旧や機能強化を実施し、現在は一部の施設を除いて復旧が完了し、施設の運営、維持管理を行っている。原町区泉字前向地区については、既存排水機場からの強制排水や樋門からの自然排水を行っているが、豪雨時には広範囲に湛水する状況であるため、新たな排水機場の整備が必要である。

○推進方針

異常気象時における農地等への湛水被害の防止や軽減を図り、農業生産基盤と農村環境を保全し、営農の早期再開や農家経営の安定を図るため、既存の土地改良施設（湛水防除施設等）の適切な運営、維持管理を行う。原町区泉字前向地区においては、湛水被害の防止、軽減と地域農業の振興を図るため、新たな排水機場を整備する。整備されるまでの間は消防団の排水ポンプを活用した対策を実施する。

リスクシナリオ 1-4

土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域全体の脆弱性が高まる事態

① 自主防災組織の強化（再掲）

【施策分野 1， 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

事前の備えや早めの避難など、「自分の身は自分で守る」意識を高めるとともに自主防災組織が形骸化している地区もあり、改めて自主防災組織の活性化を図っていく必要がある。「南相馬市復興総合計画後期基本計画」において、令和4年度には自主防災組織化率 100%、防災訓練実施組織数 100 組織を目指すとしている。また、自主防災組織での活用を目的に、平成 29 年度から 5 年間で 70 人の防災士養成を目指しているが、令和元年度末で 33 人の資格取得となっており、事業期間の延長について検討が必要な状況である。

○推進方針

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、自主防災組織が未結成の行政区における結成の働きかけや防災訓練等の実施を支援し、また、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対する防災訓練時費用の一部へ補助金の交付を、今後も継続して実施する。さらには、防災士と自主防災組織の連携を図る環境を整備しながら、防災士養成事業の計画期間の延長も検討していく。

② 緊急情報伝達手段の多重化（再掲）

【施策分野 1， 4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

災害情報や避難情報、気象情報や火災情報等は迅速に周知・伝達する必要があるため、現在、防災メールや防災行政無線、市のホームページや SNS を活用して情報を配信しているが、今後も継続して緊急情報伝達手段の多重化を推進していく必要がある。

○推進方針

現在も実施している、防災メール・防災行政無線・市ホームページ・SNSでの情報伝達のほか、緊急速報メールの一斉配信機能や折り込みチラシの活用など、緊急情報伝達手段の多重化をさらに推進していく。

③ 防災行政無線システム等の適切な管理・運用（再掲）

【施策分野 1, 4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

防災行政無線は、災害発生時や行政情報の伝達など、市民に重要な情報を伝達する手段として屋外拡声子局の整備と防災行政無線を受信できる戸別受信機の各戸への貸し出しを行っている。平時から防災行政無線システムが正常に稼働していることの確認など、適切な管理と運用が必要である。また、天候や電波の状況により、市内全域に対して無線放送を届けることができていない実態もあることから、運用に当たって防災行政無線の強化策等の検討も必要である。

○推進方針

防災行政無線システムは、定時に市民の歌を放送するなど日頃からシステムの稼働状況を確認しており、今後も継続して適切な管理・運用を実施していく。また、経年によるシステムの耐用年数等を十分に踏まえ、無線放送が届いていない地域に対してデジタル波用戸別受信機の導入や屋外拡声子局のスピーカ強化などの対策を状況に合わせて検討することとする。

④ 消防団の充実強化（再掲）

【施策分野 1, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

消防団は地域に密着して市民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯感の希薄化などの影響で、消防団員の減少・高齢化が進んでおり、令和2年4月1日現在では、消防団の充足率が81.2%と「南相馬市総合復興計画後期基本計画」で目標としている89%を大きく下回っている。地域防災力の向上のためにも、加入促進が必要である。

○推進方針

若者や女性の消防団加入を促進するための広報活動のほか、消防団の活動に対しての地域からの理解や団員が福利厚生サービスを受けられる消防団サポート事業の充実、消防団協力事業所認定など雇用者との連携といった、消防団活動への支援が得られる環境の整備、加えて特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う機能別団員制度の活用など、今後も継続して消防団の充実強化を推進する。

⑤ 避難所の開設・運営（再掲）

【施策分野 1, 3】【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】

○脆弱性評価の結果

災害等の発生時は、「南相馬市地域防災計画」に基づき避難所の開設が決定される。開設された場合、災害対策本部（危機管理課）は、避難所の開設・運営に

当たる社会福祉班（社会福祉課・長寿福祉課）から避難者数の取りまとめや避難者のニーズについて、連絡を受け、調整を実施している。令和元年東日本台風の経験から、速やかな避難所の開設・運営や福祉ゾーンの設置、ペットの同行避難などの課題があることから、それらの解消に向けた対応が必要である。

○推進方針

速やかな開設判断に必要な情報収集能力の強化や、開設に係る人員体制やペットの同行避難などの検討、避難所運営マニュアルの見直し・修正とそれに合わせての避難所開設・運営の職員訓練など課題解消に向けた取り組みを進めていく。

⑥ 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設・運営（再掲）

【施策分野3】【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】

○脆弱性評価の結果

避難行動要支援者名簿は社会福祉課・長寿福祉課からデータの提供を受けて危機管理課が作成している。行政区長や民生委員など支援者となりうる方を対象に名簿を配布しているが、活用についてはいまだに検討段階であることから、今後の活用方法について検討・整理が必要である。実際に災害が発生した場面においては、一般避難所で避難生活が困難な要支援者（高齢者及び障がい者等）が避難した場合、要支援者の状況や被災状況、復旧見込等を総合的に検討し、福祉避難所の開設を判断する。社会福祉班（社会福祉課・長寿福祉課）は開設が必要と判断した場合は、災害対策本部（危機管理課）へ災害時要配慮者支援センターの設置を要請し災害対策本部の指示により開設するが、速やかに福祉避難所の開設、運営ができる体制づくりのほか、避難行動要支援者のうち支援者がいない方や福祉事業所等を利用していない方の個別支援計画の作成、避難行動要支援者の名簿を活用した、災害時における避難支援の仕組みづくりが課題である。また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設での避難計画策定と避難訓練の促進も必要である。

○推進方針

避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者に関わる各関係者が共有できる仕組みを構築し、日常から声かけや安否確認ができる環境整備に取り組む。福祉避難所の開設・運営に関しては、現状に即した災害時要配慮者支援センターの設置、福祉避難所設置・運営マニュアルの見直し・周知、市の防災訓練時などにおいて、福祉避難所として協定した事業所と連携した開設設置訓練の実施等を検討していく。また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設での避難計画策定と避難訓練の実施を促進しながら、必要があれば計画策定及び避難訓練の実施を支援していく。

⑦ 学校施設の防災機能強化・耐震化・長寿命化（再掲）

【施策分野 2， 1 1】【教育総務課】

○脆弱性評価の結果

現在、市内全ての小中学校の耐震改修は完了しているところであるが、避難所の指定がなされている学校も多いことから、雨漏り対策等、計画的な修繕を実施する必要がある。

○推進方針

避難所としての使用も考慮し、防災機能の強化や長寿強化等も踏まえ、中長期的な計画に基づいた施設修繕を実施していく。

⑧ 保護者への迅速で確実な情報伝達（再掲）

【施策分野 1 0】【学校教育課、こども育成課】

○脆弱性評価の結果

現在、保護者への情報伝達は、各校の一斉メール送信や教育ポータル、防災メールや防災無線を活用した周知のほか、市のホームページを活用した周知や緊急連絡簿の整備によって実施している。子供の生命を守るためにも保護者への情報伝達は今後も必要となることから、継続した取り組みが必要である。

○推進方針

今後も確実な情報伝達を行うため、現在の多重化された情報提供の手段を継続して取り組んでいく。

⑨ 防災教育の推進（再掲）

【施策分野 1 0】【学校教育課、こども育成課】

○脆弱性評価の結果

様々な災害を想定した防災訓練や避難訓練、危機管理課や消防署と連携した防災教育を実施している。災害時に子供たちの生命を守るためにも、今後も継続した防災教育の実施が必要である。

○推進方針

今後も、地域の実態に応じて、学校・幼稚園・保育園・家庭・地域と連携した防災訓練や避難訓練等の防災教育を継続して実施していく。

⑩ 雨水排水機場の耐震化・耐浸水化（再掲）

【施策分野 2】【下水道課】

○脆弱性評価の結果

小高川ポンプ場は平成 7 年度に供用開始しているが、耐震診断を行っておらず、耐震改修の必要性が不明であるため、耐震診断調査を行う必要がある。令和 5 年度まで大規模な設備改築工事を控えているため、工事終了後、耐震化・耐浸

水化を進められるよう調査検討をしていく必要がある。また、重要設備の更新時期が迫っているため、「南相馬市下水道ストックマネジメント計画」により、長期的に事業の平準化を図りながら計画的な点検・改築等により老朽化対策を推進する必要がある。

○推進方針

小高区市街地の雨水による浸水被害を防止し被害を軽減するため、雨水排水機場は重要な役割を担っている。大地震発生時の建築物の倒壊による被害を最小限に抑え、災害時に適切に機能を発揮するため、耐震化・耐浸水化等の向上強化を図る。小高川ポンプ場については、大規模設備改築終了後、耐震化・耐浸水化等に取り組む。また、下水道施設の整備により浸水被害を軽減し、災害に強く安全安心な暮らしの実現を図るとともに、計画的な改築更新を進め、持続可能な下水道施設の実現を図る。併せて、災害による被害を想定し、設備の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。

⑪ 公園・広場等の安全対策（再掲）

【施策分野 2， 1 1】【都市計画課】

○脆弱性評価の結果

平成 28 年度に本市が管理する公園・緑地において、施設の老朽化に伴う安全対策の強化や適切な維持管理及び修繕・更新費用の縮減を図る観点から、対象とする公園施設において健全度調査及び健全度・緊急度判定を実施し、南相馬市公園施設長寿命化計画を策定しており、計画の実施が必要である。

○推進方針

計画の実施に当たり、危険度の高い施設から改修工事を行う。公園施設長寿命化計画は、5 年に 1 回見直しを行い、改修計画の修正を行う。

⑫ 無電柱化の推進（再掲）

【施策分野 2， 4， 6】【都市計画課】

○脆弱性評価の結果

地震や強風等の災害による電柱等の倒壊で、道路が寸断される事態やライフラインの供給が停止する事態のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化が必要である。

○推進方針

緊急避難路に指定されている国道・県道については、道路管理者へ無電柱化の推進を要望する。緊急輸送路に隣接する駅周辺等、市道については災害時のライフライン供給停止リスクを最小限に抑えるため、無電柱化を実施する。

⑬ 洪水・土砂災害ハザードマップの作成・活用

【施策分野 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

洪水・土砂災害のハザードマップについては、津波のハザードマップ同様、平成 26 年 3 月に公表したものが最新版であることから、更新が必要な状況である。

○推進方針

洪水・土砂災害のハザードマップは、福島県での調査が終わり、データの提供を待っている状態であるため、早期にデータの提供を受けた後、ハザードマップを作成する。なお、作成したハザードマップは市民に公表し、周知していく。

⑭ 橋梁の耐震化・長寿命化（再掲）

【施策分野 2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

橋梁の改修について、これまで同様の管理を続けると、同時期に多くの橋梁を架けかえることとなり、多額の事業費によって更新が困難になる恐れがあることから、市では平成 27 年に「南相馬市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、現在も実施中である。

○推進方針

橋梁の改修は、従来、損傷が顕在化した橋梁に大規模な修繕や架け替えをする「事後的な修繕及び架け替え」を実施してきたが、今後は定期的な点検と健全度の診断により損傷が顕在化する前に対策を講じる「予防的な修繕」を繰り返すことにより橋梁の長寿命化を図っていく。

⑮ 交通ネットワークの整備（再掲）

【施策分野 2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路は重要な生活基盤であるとともに、災害時の避難や防災拠点、医療拠点を結ぶルートとして欠かせないものである。これらの道路が機能不全になると、市民の安心・安全に重大な支障を及ぼすおそれがある。

○推進方針

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路、市民の生活道路について今後も継続して整備を実施していく。

⑩ 河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲）

【施策分野 2, 4, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

令和元年東日本台風では、市内の河川で越水が発生しており、今後も河川氾濫や越水のおそれがあることから、河川の改修や維持管理体制の強化が必要である。

○推進方針

河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、令和元年東日本台風で被害のあった新田川をはじめとする二級河川の早期の抜本的改修と維持管理体制の強化、危機管理型水位計及び監視カメラの増設を、河川管理者である福島県に要請するとともに、それらの活用による市民への情報提供を実施していく。

⑪ 普通河川の土砂浚渫（再掲）

【施策分野 2, 4, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

令和元年東日本台風によって、市内の河川で越水が発生し河川流域で多くの家屋が被災した。県の管理する二級河川だけでなく、市で管理する普通河川においても同様の災害を未然に防ぐため、浚渫による維持管理が必要である。

○推進方針

市で管理する普通河川において、河川の氾濫や越水などの災害を予防するため、土砂浚渫について計画的に実施していく。

⑫ 土砂災害防止対策の推進

【施策分野 2, 6, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

急傾斜地等で土砂災害による被害を未然に防ぐための、土砂災害警戒区域等の周知や危険個所への対策の実施、砂防関係施設の適切な維持管理を実施する必要がある。

○推進方針

土砂災害による被害を未然に防止するために、急傾斜地等の土砂災害警戒区域の周知や危険個所への対策の実施を県に対して要請していくとともに、砂防関係施設についても適切に維持管理を実施するよう、今後も継続して要請していく。

① 自主防災組織の強化（再掲）

【施策分野 1, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

事前の備えや早めの避難など、「自分の身は自分で守る」意識を高めるとともに自主防災組織が形骸化している地区もあり、改めて自主防災組織の活性化を図っていく必要がある。「南相馬市復興総合計画後期基本計画」において、令和4年度には自主防災組織化率 100%、防災訓練実施組織数 100 組織を目指すとしている。また、自主防災組織での活用を目的に、平成 29 年度から 5 年間で 70 人の防災士養成を目指しているが、令和元年度末で 33 人の資格取得となっており、事業期間の延長について検討が必要な状況である。

○推進方針

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、自主防災組織が未結成の行政区における結成の働きかけや防災訓練等の実施を支援し、また、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対する防災訓練時費用の一部へ補助金の交付を、今後も継続して実施する。さらには、防災士と自主防災組織の連携を図る環境を整備しながら、防災士養成事業の計画期間の延長も検討していく。

② 緊急情報伝達手段の多重化（再掲）

【施策分野 1, 4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

災害情報や避難情報、気象情報や火災情報等は迅速に周知・伝達する必要があるため、現在、防災メールや防災行政無線、市のホームページや SNS を活用して情報を配信しているが、今後も継続して緊急情報伝達手段の多重化を推進していく必要がある。

○推進方針

現在も実施している、防災メール・防災行政無線・市ホームページ・SNS での情報伝達のほか、緊急速報メールの一斉配信機能や折り込みチラシの活用など、緊急情報伝達手段の多重化をさらに推進していく。

③ 防災行政無線システム等の適切な管理・運用（再掲）

【施策分野 1, 4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

防災行政無線は、災害発生時や行政情報の伝達など、市民に重要な情報を伝達する手段として屋外拡声子局の整備と防災行政無線を受信できる戸別受信機の各戸への貸し出しを行っている。平時から防災行政無線システムが正常に稼働していることの確認など、適切な管理と運用が必要である。また、天候や電波の状況により、市内全域に対して無線放送を届けることができていない実態もあることから、運用に当たって防災行政無線の強化策等の検討も必要である。

○推進方針

防災行政無線システムは、定時に市民の歌を放送するなど日頃からシステムの稼働状況を確認しており、今後も継続して適切な管理・運用を実施していく。また、経年によるシステムの耐用年数等を十分に踏まえ、無線放送が届いていない地域に対してデジタル波用戸別受信機の導入や屋外拡声子局のスピーカ強化などの対策を状況に合わせて検討することとする。

④ 消防団の充実強化（再掲）

【施策分野 1, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

消防団は地域に密着して市民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯感の希薄化などの影響で、消防団員の減少・高齢化が進んでおり、令和 2 年 4 月 1 日現在では、消防団の充足率が 81.2%と「南相馬市総合復興計画後期基本計画」で目標としている 89%を大きく下回っている。地域防災力の向上のためにも、加入促進が必要である。

○推進方針

若者や女性の消防団加入を促進するための広報活動のほか、消防団の活動に対しての地域からの理解や団員が福利厚生サービスを受けられる消防団サポート事業の充実、消防団協力事業所認定など雇用者との連携といった、消防団活動への支援が得られる環境の整備、加えて特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う機能別団員制度の活用など、今後も継続して消防団の充実強化を推進する。

⑤ 避難所の開設・運営（再掲）

【施策分野 1, 3】【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】

○脆弱性評価の結果

災害等の発生時は、「南相馬市地域防災計画」に基づき避難所の開設が決定される。開設された場合、災害対策本部（危機管理課）は、避難所の開設・運営に

当たる社会福祉班（社会福祉課・長寿福祉課）から避難者数の取りまとめや避難者のニーズについて、連絡を受け、調整を実施している。令和元年東日本台風の経験から、速やかな避難所の開設・運営や福祉ゾーンの設置、ペットの同行避難などの課題があることから、それらの解消に向けた対応が必要である。

○推進方針

速やかな開設判断に必要な情報収集能力の強化や、開設に係る人員体制やペットの同行避難などの検討、避難所運営マニュアルの見直し・修正とそれに合わせての避難所開設・運営の職員訓練など課題解消に向けた取り組みを進めていく。

⑥ 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設・運営（再掲）

【施策分野3】【危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課】

○脆弱性評価の結果

避難行動要支援者名簿は社会福祉課・長寿福祉課からデータの提供を受けて危機管理課が作成している。行政区長や民生委員など支援者となりうる方を対象に名簿を配布しているが、活用についてはいまだに検討段階であることから、今後の活用方法について検討・整理が必要である。実際に災害が発生した場面においては、一般避難所で避難生活が困難な要支援者（高齢者及び障がい者等）が避難した場合、要支援者の状況や被災状況、復旧見込等を総合的に検討し、福祉避難所の開設を判断する。社会福祉班（社会福祉課・長寿福祉課）は開設が必要と判断した場合は、災害対策本部（危機管理課）へ災害時要配慮者支援センターの設置を要請し災害対策本部の指示により開設するが、速やかに福祉避難所の開設、運営ができる体制づくりのほか、避難行動要支援者のうち支援者がいない方や福祉事業所等を利用していない方の個別支援計画の作成、避難行動要支援者の名簿を活用した、災害時における避難支援の仕組みづくりが課題である。また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設での避難計画策定と避難訓練の促進も必要である。

○推進方針

避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者に関わる各関係者が共有できる仕組みを構築し、日常から声かけや安否確認ができる環境整備に取り組む。福祉避難所の開設・運営に関しては、現状に即した災害時要配慮者支援センターの設置、福祉避難所設置・運営マニュアルの見直し・周知、市の防災訓練時などにおいて、福祉避難所として協定した事業所と連携した開設設置訓練の実施等を検討していく。また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設での避難計画策定と避難訓練の実施を促進しながら、必要があれば計画策定及び避難訓練の実施を支援していく。

⑦ 保護者への迅速で確実な情報伝達（再掲）

【施策分野 10】【学校教育課、こども育成課】

○脆弱性評価の結果

現在、保護者への情報伝達は、各校の一斉メール送信や教育ポータル、防災メールや防災無線を活用した周知のほか、市のホームページを活用した周知や緊急連絡簿の整備によって実施している。子供の生命を守るためにも保護者への情報伝達は今後も必要となることから、継続した取り組みが必要である。

○推進方針

今後も確実な情報伝達を行うため、現在の多重化された情報提供の手段を継続して取り組んでいく。

⑧ 津波からの一時避難場所標識の設置（再掲）

【施策分野 1, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

津波からの一時避難場所標識の設置については、令和 2 年度で終了する見込みであるが、設置した標識の継続的なメンテナンスと標識の追加設置の有無について、今後も継続して実施・検討していく必要がある。

○推進方針

津波からの一時避難場所標識について、継続的なメンテナンスと標識の追加設置の有無について、今後も実施・検討していく。

⑨ 津波ハザードマップの作成・活用（再掲）

【施策分野 1, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

洪水・土砂災害のハザードマップについては、津波のハザードマップ同様、平成 26 年 3 月に公表したものが最新版であることから、更新が必要な状況である。

○推進方針

洪水・土砂災害のハザードマップは、福島県での調査が終わり、データの提供を待っている状態であるため、早期にデータの提供を受けた後、ハザードマップを作成する。なお、作成したハザードマップは市民に公表し、周知していく。

⑩ 洪水・土砂災害ハザードマップの作成・活用（再掲）

【施策分野 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

洪水・土砂災害のハザードマップについては、津波のハザードマップ同様、平成 26 年 3 月に公表したものが最新版であることから、更新が必要な状況であ

る。

○推進方針

洪水・土砂災害のハザードマップは、福島県での調査が終わり、データの提供を待っている状態であるため、早期にデータの提供を受けた後、ハザードマップを作成する。なお、作成したハザードマップは市民に公表し、周知していく。

⑪ 河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲）

【施策分野 2， 4， 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

令和元年東日本台風では、市内の河川で越水が発生しており、今後も河川氾濫や越水のおそれがあることから、河川の改修や維持管理体制の強化が必要である。

○推進方針

河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、令和元年東日本台風で被害のあった新田川をはじめとする二級河川の早期の抜本的改修と維持管理体制の強化、危機管理型水位計及び監視カメラの増設を、河川管理者である福島県に要請するとともに、それらの活用による市民への情報提供を実施していく。

⑫ 道路管理者間の連絡体制の構築

【施策分野 4， 6， 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

災害発生時での交通ネットワークの分断は、避難行動や救助活動に大きな支障を及ぼすことから、交通ネットワークを確保するために、国道・県道・高速道路等の各道路管理者と日頃から連携をとり、情報の共有化や協力体制を構築しておく必要がある。

○推進方針

平時からの各道路管理者との連絡体制は構築しており、情報共有や協力体制について整備されているが、この体制について今後も継続・強化を図っていく。

事前に備えるべき目標

**2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがならない場合の必要な対応も含む)**

リスクシナリオ 2-1

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 防災備蓄倉庫の適切な管理・運営

【施策分野1, 4, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

生活物資の供給停滞によって、食料や飲料水等の不足などで発生する可能性がある二次災害を防止するため、必要となる食料・飲料水等の生活物資を、事前に確保しておく必要がある。

○推進方針

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、平成29年に原町区萱浜に南相馬市防災備蓄倉庫を整備し、食料・飲料水、毛布、紙おむつ等の備蓄を行っている。今後も継続して、使用期限が到来する備蓄物資の更新など、必要な物資の備蓄と適切な管理を実施していく。

② スポーツ施設等の適切な管理・更新（再掲）

【施策分野2, 4, 11】【スポーツ推進課】

○脆弱性評価の結果

体育館等のスポーツ施設は、不特定多数の市民が利用するため、倒壊等が発生すると大きな被害につながることを懸念される。特に「南相馬市民プール」及び「南相馬屋内市民プール」については、竣工から43年、34年と共に耐用年数を超過しており、施設の維持管理に係る経費の増大や、老朽化に伴い災害時の安全確保が今後難しくなる可能性がある。また、近年では令和元年東日本台風により断水が発生し市民生活に大きな影響を与えたことから、災害時の飲料水等生活用水の確保は重要な課題となっている。

○推進方針

災害時の倒壊や天井等の落下物の被害を最小限に抑えるため、第3期南相馬市スポーツ推進計画に基づき、2施設を集約し屋内温水プールを建設する。また、今後の災害等により断水が発生した場合に備えるため、飲用可能な浄水施設を有する施設とする。その他スポーツ施設についても必要により防災・減災を踏まえた管理・更新を検討していく。

③ 断水時の給水活動体制の整備

【施策分野 4, 1 1】【水道課】

○脆弱性評価の結果

耐震性能が低い石綿セメント管が 2.0km、老朽管路が 26.0km 残存している。大規模・自然災害等発生時においても、平常時と同じ給水を可能とするため、水道水を供給する主要な管路（配水幹線）等の現状を的確に把握し、耐震化を踏まえた計画的かつ効果的な施設整備を促進するとともに、適宜点検・調査を実施し、その結果を踏まえた効率的な修繕等により施設の長寿命化を図るなど、安定した水道水の供給に向けた取り組みを推進していく必要がある

○推進方針

災害や事故等により上水道施設が寸断された場合の断水被害に対応するため、市は、給水車や応急給水水槽を導入し、近隣市町村と連携を図りながら、非常時に対応できる迅速な給水活動体制を整備する。なお、上記給水活動に必要な水量を確保するため、主要な配水池については緊急遮断弁を配置してある。基幹管路の耐震化として、地震時における管路の断水に対応するため、基幹管路耐震化計画を策定し、重要管路の耐震化に努め、断水の発生しにくい体制を構築する。

④ 雨水排水機場の耐震化・耐浸水化（再掲）

【施策分野 2】【下水道課】

○脆弱性評価の結果

小高川ポンプ場は平成 7 年度に供用開始しているが、耐震診断を行っておらず、耐震改修の必要性が不明であるため、耐震診断調査を行う必要がある。令和 5 年度まで大規模な設備改築工事を控えているため、工事終了後、耐震化・耐浸水化を進められるよう調査検討をしていく必要がある。また、重要設備の更新時期が迫っているため、「南相馬市下水道ストックマネジメント計画」により、長期的に事業の平準化を図りながら計画的な点検・改築等により老朽化対策を推進する必要がある。

○推進方針

小高区市街地の雨水による浸水被害を防止し被害を軽減するため、雨水排水機場は重要な役割を担っている。大地震発生時の建築物の倒壊による被害を最小限に抑え、災害時に適切に機能を発揮するため、耐震化・耐浸水化等の向上強化を図る。小高川ポンプ場については、大規模設備改築終了後、耐震化・耐浸水化等に取り組む。また、下水道施設の整備により浸水被害を軽減し、災害に強く安全安心な暮らしの実現を図るとともに、計画的な改築更新を進め、持続可能な下水道施設の実現を図る。併せて、災害による被害を想定し、設備の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復

旧対策に重点をおいた整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるように考慮する。

⑤ 無電柱化の推進（再掲）

【施策分野 2, 4, 6】【都市計画課】

○脆弱性評価の結果

地震や強風等の災害による電柱等の倒壊で、道路が寸断される事態やライフラインの供給が停止する事態のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化が必要である。

○推進方針

緊急避難路に指定されている国道・県道については、道路管理者へ無電柱化の推進を要望する。緊急輸送路に隣接する駅周辺等、市道については災害時のライフライン供給停止リスクを最小限に抑えるため、無電柱化を実施する。

⑥ 橋梁の耐震化・長寿命化（再掲）

【施策分野 2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

橋梁の改修について、これまで同様の管理を続けると、同時期に多くの橋梁を架けかえることとなり、多額の事業費によって更新が困難になる恐れがあることから、市では平成 27 年に「南相馬市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、現在も実施中である。

○推進方針

橋梁の改修は、従来、損傷が顕在化した橋梁に大規模な修繕や架け替えをする「事後的な修繕及び架け替え」を実施してきたが、今後は定期的な点検と健全度の診断により損傷が顕在化する前に対策を講じる「予防的な修繕」を繰り返し行うことで橋梁の長寿命化を図っていく。

⑦ 交通ネットワークの整備（再掲）

【施策分野 2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路は重要な生活基盤であるとともに、災害時の避難や防災拠点、医療拠点を結ぶルートとして欠かせないものである。これらの道路が機能不全になると、市民の安心・安全に重大な支障を及ぼすおそれがある。

○推進方針

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路、市民の生活道路について今後も継続して整備を実施していく。

⑧ 河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲）

【施策分野 2, 4, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

令和元年東日本台風では、市内の河川で越水が発生しており、今後も河川氾濫や越水のおそれがあることから、河川の改修や維持管理体制の強化が必要である。

○推進方針

河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、令和元年東日本台風で被害のあった新田川をはじめとする二級河川の早期の抜本的改修と維持管理体制の強化、危機管理型水位計及び監視カメラの増設を、河川管理者である福島県に要請するとともに、それらの活用による市民への情報提供を実施していく。

⑨ 普通河川の土砂浚渫（再掲）

【施策分野 2, 4, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

令和元年東日本台風によって、市内の河川で越水が発生し河川流域で多くの家屋が被災した。県の管理する二級河川だけでなく、市で管理する普通河川においても同様の災害を未然に防ぐため、浚渫による維持管理が必要である。

○推進方針

市で管理する普通河川において、河川の氾濫や越水などの災害を予防するため、土砂浚渫について計画的に実施していく。

⑩ 土砂災害防止対策の推進（再掲）

【施策分野 2, 6, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

急傾斜地等で土砂災害による被害を未然に防ぐための、土砂災害警戒区域等の周知や危険箇所への対策の実施、砂防関係施設の適切な維持管理を実施する必要がある。

○推進方針

土砂災害による被害を未然に防止するために、急傾斜地等の土砂災害警戒区域の周知や危険箇所への対策の実施を県に対して要請していくとともに、砂防関係施設についても適切に維持管理を実施するよう、今後も継続して要請していく。

⑪ 緊急輸送道路の防災・減災対策

【施策分野 4, 6, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うために指定している道路であることから、災害時に機能するよう防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

○推進方針

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、福島県が指定しているため、国や県が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行なっていく。

① 無電柱化の推進（再掲）

【施策分野 2, 4, 6】【都市計画課】

○脆弱性評価の結果

地震や強風等の災害による電柱等の倒壊で、道路が寸断される事態やライフラインの供給が停止する事態のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化が必要である。

○推進方針

緊急避難路に指定されている国道・県道については、道路管理者へ無電柱化の推進を要望する。緊急輸送路に隣接する駅周辺等、市道については災害時のライフライン供給停止リスクを最小限に抑えるため、無電柱化を実施する。

② 橋梁の耐震化・長寿命化（再掲）

【施策分野 2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

橋梁の改修について、これまで同様の管理を続けると、同時期に多くの橋梁を架けかえることとなり、多額の事業費によって更新が困難になる恐れがあることから、市では平成 27 年に「南相馬市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、現在も実施中である。

○推進方針

橋梁の改修は、従来、損傷が顕在化した橋梁に大規模な修繕や架け替えをする「事後的な修繕及び架け替え」を実施してきたが、今後は定期的な点検と健全度の診断により損傷が顕在化する前に対策を講じる「予防的な修繕」を繰り返し行うことで橋梁の長寿命化を図っていく。

③ 交通ネットワークの整備（再掲）

【施策分野 2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路は重要な生活基盤であるとともに、災害時の避難や防災拠点、医療拠点を結ぶルートとして欠かせないものである。これらの道路が機能不全になると、市民の安心・安全に重大な支障を及ぼすおそれがある。

○推進方針

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路、市民の生活道路について今後も継続して整備を実施していく。

④ 河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲）

【施策分野 2, 4, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

令和元年東日本台風では、市内の河川で越水が発生しており、今後も河川氾濫や越水のおそれがあることから、河川の改修や維持管理体制の強化が必要である。

○推進方針

河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、令和元年東日本台風で被害のあった新田川をはじめとする二級河川の早期の抜本的改修と維持管理体制の強化、危機管理型水位計及び監視カメラの増設を、河川管理者である福島県に要請するとともに、それらの活用による市民への情報提供を実施していく。

⑤ 普通河川の土砂浚渫（再掲）

【施策分野 2, 4, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

令和元年東日本台風によって、市内の河川で越水が発生し河川流域で多くの家屋が被災した。県の管理する二級河川だけでなく、市で管理する普通河川においても同様の災害を未然に防ぐため、浚渫による維持管理が必要である。

○推進方針

市で管理する普通河川において、河川の氾濫や越水などの災害を予防するため、土砂浚渫について計画的に実施していく。

⑥ 土砂災害防止対策の推進（再掲）

【施策分野 2, 6, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

急傾斜地等で土砂災害による被害を未然に防ぐための、土砂災害警戒区域等の周知や危険個所への対策の実施、砂防関係施設の適切な維持管理を実施する必要がある。

○推進方針

土砂災害による被害を未然に防止するために、急傾斜地等の土砂災害警戒区域の周知や危険個所への対策の実施を県に対して要請していくとともに、砂防関係施設についても適切に維持管理を実施するよう、今後も継続して要請していく。

⑦ 道路管理者間の連絡体制の構築（再掲）

【施策分野 4, 6, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

災害発生時での交通ネットワークの分断は、避難行動や救助活動に大きな支障を及ぼすことから、交通ネットワークを確保するために、国道・県道・高速道路等の各道路管理者と日頃から連携をとり、情報の共有化や協力体制を構築しておく必要がある。

○推進方針

平時からの各道路管理者との連絡体制は構築しており、情報共有や協力体制について整備されているが、この体制について今後も継続・強化を図っていく。

⑧ 緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）

【施策分野 4, 6, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うために指定している道路であることから、災害時に機能するよう防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

○推進方針

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、福島県が指定しているため、国や県が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行っていく。

⑨ 農道・林道の整備

【施策分野 6, 7, 9】【農林整備課】

○脆弱性評価の結果

農道・林道は、農作業を含めた農村生活の利便性向上や農産物等の流通の合理化、森林の適正な管理を効果的かつ計画的に持続させることなどを目的としているが、大規模災害においては、幹線道路の寸断に伴う孤立集落等の発生や食料等の安定供給の停滞を回避するための代替え道路として機能することが期待できることから、計画的な農道・林道の整備が必要である。

○推進方針

農道・林道は、農作業を含めた農村生活の利便性向上や農産物等の流通の合理化、森林の適正な管理を効果的かつ計画的に持続させることなどを目的としているが、大規模災害においては、幹線道路の寸断に伴う孤立集落等の発生や

食料等の安定供給の停滞を回避するための代替え道路として機能することが期待できることから、計画的な農道・林道の整備を推進する。

① 自主防災組織の強化（再掲）

【施策分野 1， 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

事前の備えや早めの避難など、「自分の身は自分で守る」意識を高めるとともに自主防災組織が形骸化している地区もあり、改めて自主防災組織の活性化を図っていく必要がある。「南相馬市復興総合計画後期基本計画」において、令和4年度には自主防災組織化率 100%、防災訓練実施組織数 100 組織を目指すとしている。また、自主防災組織での活用を目的に、平成 29 年度から 5 年間で 70 人の防災士養成を目指しているが、令和元年度末で 33 人の資格取得となっており、事業期間の延長について検討が必要な状況である。

○推進方針

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、自主防災組織が未結成の行政区における結成の働きかけや防災訓練等の実施を支援し、また、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対する防災訓練時費用の一部へ補助金の交付を、今後も継続して実施する。さらには、防災士と自主防災組織の連携を図る環境を整備しながら、防災士養成事業の計画期間の延長も検討していく。

② 消防団の充実強化（再掲）

【施策分野 1， 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

消防団は地域に密着して市民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯感の希薄化などの影響で、消防団員の減少・高齢化が進んでおり、令和 2 年 4 月 1 日現在では、消防団の充足率が 81.2%と「南相馬市総合復興計画後期基本計画」で目標としている 89%を大きく下回っている。地域防災力の向上のためにも、加入促進が必要である。

○推進方針

若者や女性の消防団加入を促進するための広報活動のほか、消防団の活動に対しての地域からの理解や団員が福利厚生サービスを受けられる消防団サポート事業の充実、消防団協力事業所認定など雇用者との連携といった、消防団活動への支援が得られる環境の整備、加えて特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う機能別団員制度の活用など、今後も継続して消防団の充実強化を推進する。

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶や医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

① 無電柱化の推進（再掲）

【施策分野 2, 4, 6】【都市計画課】

○脆弱性評価の結果

地震や強風等の災害による電柱等の倒壊で、道路が寸断される事態やライフラインの供給が停止する事態のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化が必要である。

○推進方針

緊急避難路に指定されている国道・県道については、道路管理者へ無電柱化の推進を要望する。緊急輸送路に隣接する駅周辺等、市道については災害時のライフライン供給停止リスクを最小限に抑えるため、無電柱化を実施する。

② 橋梁の耐震化・長寿命化（再掲）

【施策分野 2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

橋梁の改修について、これまで同様の管理を続けると、同時期に多くの橋梁を架けかえることとなり、多額の事業費によって更新が困難になる恐れがあることから、市では平成 27 年に「南相馬市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、現在も実施中である。

○推進方針

橋梁の改修は、従来、損傷が顕在化した橋梁に大規模な修繕や架け替えをする「事後的な修繕及び架け替え」を実施してきたが、今後は定期的な点検と健全度の診断により損傷が顕在化する前に対策を講じる「予防的な修繕」を繰り返し行うことで橋梁の長寿命化を図っていく。

③ 交通ネットワークの整備（再掲）

【施策分野 2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路は重要な生活基盤であるとともに、災害時の避難や防災拠点、医療拠点を結ぶルートとして欠かせないものである。これらの道路が機能不全になると、市民の安心・安全に重大な支障を及ぼすおそれがある。

○推進方針

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路、市民の生活道路について今後も継続して整備を実施していく。

④ 緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）

【施策分野 4, 6, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うために指定している道路であることから、災害時に機能するよう防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

○推進方針

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、福島県が指定しているため、国や県が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行なっていく。

⑤ 緊急車両等に供給する燃料の確保

【施策分野 4, 5】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

東日本大震災の経験から、大規模災害時には燃料の確保が大きな課題となる。緊急車両や施設等で必要となる燃料の確保のため、燃料の確保に必要な協定の締結を推進し、燃料を確保する必要がある。

○推進方針

福島県で福島県石油業協同組合と災害時応援協定を締結していることから、その協定を参考に、緊急車両や防災拠点施設で必要となる燃料確保のため、本市と福島県石油業協同組合南相馬支部での災害時応援協定の締結を推進し、連携を強化していく。

⑥ 電力供給者との連携強化

【施策分野 4, 5】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

電力の供給停止によって、市役所の機能や避難所、防災行政無線などの行政機関の業務が停止した場合、市民の生活や経済活動に大きな影響が出ることから、電力の供給停止から早急に復旧できる体制が必要となる。

○推進方針

現在、本市と東北電力株式会社との協定の中で、重要施設に対する復旧を重点事項として定め、早期に復旧する体制を整えている。今後も、協定に基づいて対応できるよう、協定を維持し、電力供給者との連携を強化していく。

① 公共下水道施設の計画的な更新（再掲）

【施策分野2, 11】【下水道課】

○脆弱性評価の結果

下水道施設・管路の老朽化による事故等の未然防止及びライフサイクルコストの低減を推進するため、「南相馬市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設及び管路の持続的な機能確保を含めた長寿命化・耐震化等を図る計画的な改築を実施している。安定した下水道施設の機能を維持し衛生環境を良好に保つため、管渠やポンプ場等をはじめとした下水道施設の計画的な点検・調査を行っており、その結果を踏まえ、修繕等による長寿命化と耐震補強を実施している。大規模自然災害発生時における管渠や下水道施設の信頼性及び安全性を確保するため、引き続き、適切な維持管理と計画的な長寿命化・耐震化、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた浸水対策についても対応していく必要がある。

○推進方針

大規模自然災害発生時における管渠や下水道施設の信頼性及び安全性を確保するため、整備計画に基づいた計画的かつ効率的な更新・改築・修繕を実施するとともに、更新・改築等に合わせた施設及び管路の耐震化・浸水対策を推進していく。また、災害による被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう整備を進める。

② 合併処理浄化槽への転換促進

【施策分野8】【下水道課】

○脆弱性評価の結果

大地震発生時において、感染症の大規模発生の抑制には、生活雑排水の適正な処理が重要である。これらの汚水処理機能を確保するためにも、集合水処理施設（下水道施設）及び個別汚水処理施設（合併浄化槽）の耐震化を図る必要がある。耐震性が乏しい老朽化した単独処理浄化槽や汲取り便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

・全浄化槽（合併浄化槽総設置基数+単独浄化槽総設置基数）に占める単独処理浄化槽の割合

（令和元年度末） 30.6%（単独：2,766基/総数：9,028基）

○推進方針

生活雑排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛

生の向上を図るため、単独浄化槽や汲取り便槽等から合併浄化槽へ転換する者に対し、その設置費用の一部を補助することにより、合併浄化槽の整備を進める。

・合併浄化槽への転換に係る補助金交付実績（令和元年度末） 34 件

③ 感染症予防対策の推進

【施策分野 3】【健康づくり課】

○脆弱性評価の結果

「南相馬市地域防災計画」において、防疫及び保健衛生の項目を定めており、災害発生時には計画に基づいた防疫活動を実施することとしているが、災害発生時のみならず、平時から防疫及び保健衛生についての企画・推進が必要である。

○推進方針

昨今の新型コロナウイルス感染症への対策も踏まえ、感染症予防対策や防疫活動、保健衛生について引き続き推進していく。

④ 家畜伝染病対策の充実強化

【施策分野 7, 8】【農政課】

○脆弱性評価の結果

南相馬市内の対象農家は養鶏業 1 件、養豚業 2 件の計 3 件。令和元年、福島県は福島県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルを策定しており、相双地域は年 1 回の防疫演習を行っている。令和 2 年 9 月 9 日には福島県会津若松市で野生イノシシの豚熱感染が確認されたため、令和 2 年 9 月 14 日～10 月 23 日福島県内の全 78 農場にて豚熱ワクチン接種を実施した。このように、家畜の伝染病に関しては平時からも発生の可能性があるので、災害時に伝染病の発生・拡大を予防するための対策が必要である。

○推進方針

今後の推進方針として、農場への豚熱ワクチン接種の継続（相双家畜保健衛生所にて実施）、福島県養豚農場等防鳥ネット整備緊急対策事業の実施（相双家畜衛生推進協議会）、事例が市内で発生した際の集合センター、消毒ポイントの設置に係る土地利用協議を実施、相双地方連絡会議主催の防疫演習に参加することを継続していく。

事前に備えるべき目標

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ 3-1

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 緊急情報伝達手段の多重化（再掲）

【施策分野1，4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

災害情報や避難情報、気象情報や火災情報等は迅速に周知・伝達する必要があるため、現在、防災メールや防災行政無線、市のホームページやSNSを活用して情報を配信しているが、今後も継続して緊急情報伝達手段の多重化を推進していく必要がある。

○推進方針

現在も実施している、防災メール・防災行政無線・市ホームページ・SNSでの情報伝達のほか、緊急速報メールの一斉配信機能や折り込みチラシの活用など、緊急情報伝達手段の多重化をさらに推進していく。

② 防災行政無線システム等の適切な管理・運用（再掲）

【施策分野1，4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

防災行政無線は、災害発生時や行政情報の伝達など、市民に重要な情報を伝達する手段として屋外拡声子局の整備と防災行政無線を受信できる戸別受信機の各戸への貸し出しを行っている。平時から防災行政無線システムが正常に稼働していることの確認など、適切な管理と運用が必要である。また、天候や電波の状況により、市内全域に対して無線放送を届けることができていない実態もあることから、運用に当たって防災行政無線の強化策等の検討も必要である。

○推進方針

防災行政無線システムは、定時に市民の歌を放送するなど日頃からシステムの稼働状況を確認しており、今後も継続して適切な管理・運用を実施していく。また、経年によるシステムの耐用年数等を十分に踏まえ、無線放送が届いていない地域に対してデジタル波用戸別受信機の導入や屋外拡声子局のスピーカ強化などの対策を状況に合わせて検討することとする。

③ 防災備蓄倉庫の適切な管理・運営（再掲）

【施策分野 1, 4, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

生活物資の供給停滞によって、食料や飲料水等の不足などで発生する可能性がある二次災害を防止するため、必要となる食料・飲料水等の生活物資を、事前に確保しておく必要がある。

○推進方針

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、平成 29 年に原町区萱浜に南相馬市防災備蓄倉庫を整備し、食料・飲料水、毛布、紙おむつ等の備蓄を行っている。今後も継続して、使用期限が到来する備蓄物資の更新など、必要な物資の備蓄と適切な管理を実施していく。

④ 業務継続計画の見直し・修正

【施策分野 1】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

市では、大規模災害時でも、人、物、情報、ライフライン等の制約下で、職員が非常時優先業務を実施できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、必要な人員や物資、対応手順等を定期的に検証し、実効性の向上に努める必要がある。

○推進方針

現在策定している業務継続計画について、今後も定期的に検証し、実効性のある計画として実施するための見直し・修正を実施していく。

⑤ 災害時応援体制の構築

【施策分野 1】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

市では、大規模災害時でも、行政機能を維持するために必要な要員や資機材を確保するために、県内外の自治体と災害時相互応援協定を締結し、連携強化を推進している。（令和 2 年 4 月 1 日の段階で広域協定も含め、21 件の協定を締結中）協定を締結している自治体との継続した連携強化と、応援を受けた際に円滑に業務が遂行できる体制づくりが必要である。

○推進方針

現在締結中の協定とそれに基づく応援の受入体制について、今後も継続して維持・連携強化を図り、円滑に業務が遂行できる体制づくりを図っていく。

⑥ 地域防災計画の見直し・修正

【施策分野 1】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

市では、大規模災害に対処するため、「南相馬市地域防災計画」を策定しているが、国の基本方針や県の地域防災計画との整合性を図っていることから、国の基本方針や県の地域防災計画に見直しがあった場合や本市の状況等を踏まえ、本市計画を見直す必要がある。

○推進方針

現在の「南相馬市地域防災計画」について、国の基本方針や県の地域防災計画の見直しや本市の状況を踏まえ、実効性のある計画とするために、定期的に改訂・修正・見直しを実施していく。

⑦ 福島県総合情報通信ネットワークの管理・運用

【施策分野 1， 4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

大規模災害の発生等で、通信事業者の回線が停止し通信手段が途絶した場合でも、福島県総合防災情報ネットワークシステムの衛星系及び地上系の通信回線によって、県や市、防災関係機関等との情報連絡手段が確保され、災害情報等の伝達が可能となっていることから、緊急時でもシステムの機能が維持されるよう、定期的な点検など、システムの管理・運用を行っていく必要がある。

○推進方針

現在稼働中の本システムについて、今後も継続して定期点検や通信試験などを通じた適切な管理・運用を行っていく。

⑧ 公共施設等総合管理計画の推進（再掲）

【施策分野 1， 1 1】【公有財産管理課】

○脆弱性評価の結果

市では、平成 29 年 3 月に「公共施設等総合管理計画」を策定し、効率的に公共施設を安心して安全なものとして、存続・配置することを目指している。計画に基づき、インフラを含めた公共施設の長寿命化などの総合的なマネジメントを継続することが必要である。

○推進方針

今後も、「公共施設等総合管理計画」に基づいた長寿命化などの総合的なマネジメントを継続していく。

⑨ 防災拠点施設の機能強化・機能確保

【施策分野 1, 1 1】【公有財産管理課】

○脆弱性評価の結果

災害時に、市庁舎等行政機関の被災によって、災害対策本部の機能が失われるなど、行政機能が大幅に低下することが想定されるため、庁舎の機能維持に必要な対策を継続して実施していく必要がある。

○推進方針

災害対策本部など、行政機能の維持に必要な非常電源の確保や通信設備の確保について、継続して実施していく。

⑩ 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）

【施策分野 4, 5】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

東日本大震災の経験から、大規模災害時には燃料の確保が大きな課題となる。緊急車両や施設等で必要となる燃料の確保のため、燃料の確保に必要な協定の締結を推進し、燃料を確保する必要がある。

○推進方針

福島県で福島県石油業協同組合と災害時応援協定を締結していることから、その協定を参考に、緊急車両や防災拠点施設で必要となる燃料確保のため、本市と福島県石油業協同組合南相馬支部での災害時応援協定の締結を推進し、連携を強化していく。

⑪ 電力供給者との連携強化（再掲）

【施策分野 4, 5】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

電力の供給停止によって、市役所の機能や避難所、防災行政無線などの行政機関の業務が停止した場合、市民の生活や経済活動に大きな影響が出ることから、電力の供給停止から早急に復旧できる体制が必要となる。

○推進方針

現在、本市と東北電力株式会社との協定の中で、重要施設に対する復旧を重点事項として定め、早期に復旧する体制を整えている。今後も、協定に基づいて対応できるよう、協定を維持し、電力供給者との連携を強化していく。

事前に備えるべき目標

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

リスクシナリオ 4-1

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① 緊急情報伝達手段の多重化（再掲）

【施策分野1，4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

災害情報や避難情報、気象情報や火災情報等は迅速に周知・伝達する必要があるため、現在、防災メールや防災行政無線、市のホームページやSNSを活用して情報を配信しているが、今後も継続して緊急情報伝達手段の多重化を推進していく必要がある。

○推進方針

現在も実施している、防災メール・防災行政無線・市ホームページ・SNSでの情報伝達のほか、緊急速報メールの一斉配信機能や折り込みチラシの活用など、緊急情報伝達手段の多重化をさらに推進していく。

② 防災行政無線システム等の適切な管理・運用（再掲）

【施策分野1，4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

防災行政無線は、災害発生時や行政情報の伝達など、市民に重要な情報を伝達する手段として屋外拡声子局の整備と防災行政無線を受信できる戸別受信機の各戸への貸し出しを行っている。平時から防災行政無線システムが正常に稼働していることの確認など、適切な管理と運用が必要である。また、天候や電波の状況により、市内全域に対して無線放送を届けることができていない実態もあることから、運用に当たって防災行政無線の強化策等の検討も必要である。

○推進方針

防災行政無線システムは、定時に市民の歌を放送するなど日頃からシステムの稼働状況を確認しており、今後も継続して適切な管理・運用を実施していく。また、経年によるシステムの耐用年数等を十分に踏まえ、無線放送が届いていない地域に対してデジタル波用戸別受信機の導入や屋外拡声子局のスピーカ強化などの対策を状況に合わせて検討することとする。

③ 福島県総合情報通信ネットワークの管理・運用（再掲）

【施策分野 1， 4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

大規模災害の発生等で、通信事業者の回線が停止し通信手段が途絶した場合でも、福島県総合防災情報ネットワークシステムの衛星系及び地上系の通信回線によって、県や市、防災関係機関等との情報連絡手段が確保され、災害情報等の伝達が可能となっていることから、緊急時でもシステムの機能が維持されるよう、定期的な点検など、システムの管理・運用を行っていく必要がある。

○推進方針

現在稼働中の本システムについて、今後も継続して定期点検や通信試験などを通じた適切な管理・運用を行っていく。

④ 防災拠点施設の機能強化・機能確保（再掲）

【施策分野 1， 1 1】【公有財産管理課】

○脆弱性評価の結果

災害時に、市庁舎等行政機関の被災によって、災害対策本部の機能が失われるなど、行政機能が大幅に低下することが想定されるため、庁舎の機能維持に必要な対策を継続して実施していく必要がある。

○推進方針

災害対策本部など、行政機能の維持に必要な非常電源の確保や通信設備の確保について、継続して実施していく。

⑤ 無電柱化の推進（再掲）

【施策分野 2， 4， 6】【都市計画課】

○脆弱性評価の結果

地震や強風等の災害による電柱等の倒壊で、道路が寸断される事態やライフラインの供給が停止する事態のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化が必要である。

○推進方針

緊急避難路に指定されている国道・県道については、道路管理者へ無電柱化の推進を要望する。緊急輸送路に隣接する駅周辺等、市道については災害時のライフライン供給停止リスクを最小限に抑えるため、無電柱化を実施する。

⑥ 電力供給者との連携強化（再掲）

【施策分野 4, 5】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

電力の供給停止によって、市役所の機能や避難所、防災行政無線などの行政機関の業務が停止した場合、市民の生活や経済活動に大きな影響が出ることから、電力の供給停止から早急に復旧できる体制が必要となる。

○推進方針

現在、本市と東北電力株式会社との協定の中で、重要施設に対する復旧を重点事項として定め、早期に復旧する体制を整えている。今後も、協定に基づいて対応できるよう、協定を維持し、電力供給者との連携を強化していく。

① 緊急情報伝達手段の多重化（再掲）

【施策分野1，4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

災害情報や避難情報、気象情報や火災情報等は迅速に周知・伝達する必要があるため、現在、防災メールや防災行政無線、市のホームページやSNSを活用して情報を配信しているが、今後も継続して緊急情報伝達手段の多重化を推進していく必要がある。

○推進方針

現在も実施している、防災メール・防災行政無線・市ホームページ・SNSでの情報伝達のほか、緊急速報メールの一斉配信機能や折り込みチラシの活用など、緊急情報伝達手段の多重化をさらに推進していく。

② 防災行政無線システム等の適切な管理・運用（再掲）

【施策分野1，4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

防災行政無線は、災害発生時や行政情報の伝達など、市民に重要な情報を伝達する手段として屋外拡声子局の整備と防災行政無線を受信できる戸別受信機の各戸への貸し出しを行っている。平時から防災行政無線システムが正常に稼働していることの確認など、適切な管理と運用が必要である。また、天候や電波の状況により、市内全域に対して無線放送を届けることができていない実態もあることから、運用に当たって防災行政無線の強化策等の検討も必要である。

○推進方針

防災行政無線システムは、定時に市民の歌を放送するなど日頃からシステムの稼働状況を確認しており、今後も継続して適切な管理・運用を実施していく。また、経年によるシステムの耐用年数等を十分に踏まえ、無線放送が届いていない地域に対してデジタル波用戸別受信機の導入や屋外拡声子局のスピーカ強化などの対策を状況に合わせて検討することとする。

③ 福島県総合情報通信ネットワークの管理・運用（再掲）

【施策分野 1, 4】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

大規模災害の発生等で、通信事業者の回線が停止し通信手段が途絶した場合でも、福島県総合防災情報ネットワークシステムの衛星系及び地上系の通信回線によって、県や市、防災関係機関等との情報連絡手段が確保され、災害情報等の伝達が可能となっていることから、緊急時でもシステムの機能が維持されるよう、定期的な点検など、システムの管理・運用を行っていく必要がある。

○推進方針

現在稼働中の本システムについて、今後も継続して定期点検や通信試験などを通じた適切な管理・運用を行っていく。

事前に備えるべき目標

5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ 5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

① 企業等の事業継続力強化の支援

【施策分野5】

○脆弱性評価の結果

発災後でも早期に復旧及び事業を再開させるため、中小企業における事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を支援し、防災・減災対策の取り組みを促進する必要がある。

○推進方針

改正された小規模事業者支援法（令和元年6月改正）に基づき、小規模事業者の事業継続力強化計画策定に向けた支援に関する計画を商工会議所・商工会と連携して、小規模事業者の事業継続体制の強化について検討する。

② 無電柱化の推進（再掲）

【施策分野2, 4, 6】【都市計画課】

○脆弱性評価の結果

地震や強風等の災害による電柱等の倒壊で、道路が寸断される事態やライフラインの供給が停止する事態のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化が必要である。

○推進方針

緊急避難路に指定されている国道・県道については、道路管理者へ無電柱化の推進を要望する。緊急輸送路に隣接する駅周辺等、市道については災害時のライフライン供給停止リスクを最小限に抑えるため、無電柱化を実施する。

③ 交通ネットワークの整備（再掲）

【施策分野2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路は重要な生活基盤であるとともに、災害時の避難や防災拠点、医療拠点を結ぶルートとして欠かせないものである。これらの道路が機能不全になると、市民の安心・安全に重大な支障を及ぼすおそれがある。

○推進方針

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路、市民の生活道路について今後も継続して整備を実施していく。

④ 緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）

【施策分野 4, 6, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うために指定している道路であることから、災害時に機能するよう防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

○推進方針

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、福島県が指定しているため、国や県が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行なっていく。

⑤ 水産関係施設の整備等

【施策分野 7】【農政課】

○脆弱性評価の結果

水産業共同利用施設復興整備事業を活用し、平成 28 年 11 月に津波により被災した真野川漁港を復旧し、真野川漁港の水産業共同利用施設（荷さばき施設等）の効率的・効果的な利用及び運営のため、漁港で水揚げされた魚体等の適切な鮮度管理を行うための統一規格の資材購入などを実施しているが、真野川漁港の水産業協同利用施設の運営について、適切な管理運営が必要である。

○推進方針

真野川漁港の水産業共同利用施設の運営については、現在、相馬双葉漁業協同組合と管理運営に関する協定を締結していることから、今後も協定を維持し、適切な管理運用を図っていく。

① 農道・林道の整備（再掲）

【施策分野 6, 7, 9】【農林整備課】

○脆弱性評価の結果

農道・林道は、農作業を含めた農村生活の利便性向上や農産物等の流通の合理化、森林の適正な管理を効果的かつ計画的に持続させることなどを目的としているが、大規模災害においては、幹線道路の寸断に伴う孤立集落等の発生や食料等の安定供給の停滞を回避するための代替え道路として機能することが期待できることから、計画的な農道・林道の整備が必要である。

○推進方針

農道・林道は、農作業を含めた農村生活の利便性向上や農産物等の流通の合理化、森林の適正な管理を効果的かつ計画的に持続させることなどを目的としているが、大規模災害においては、幹線道路の寸断に伴う孤立集落等の発生や食料等の安定供給の停滞を回避するための代替え道路として機能することが期待できることから、計画的な農道・林道の整備を推進する。

② 食料生産基盤の整備

【施策分野 4, 7】【農林整備課】

○脆弱性評価の結果

東日本大震災の影響で営農休止している農地があることから、耕作放棄地が多くなっており、有害鳥獣の発生率を高めるなど農村部の環境が悪くなっていることから、早期の営農再開が望まれている。

○推進方針

基盤整備事業に取り組み、農作業の効率化を図り、次代の担い手を生み出すことで早期の営農再開につなげていく。

③ 農業水利施設の長寿命化・防災減災対策

【施策分野 7, 9】【農林整備課】

○脆弱性評価の結果

市内の農業水利施設多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断や修繕対応が必要である。

○推進方針

基盤整備事業に取り組むことで農業水利施設の統廃合を進め、また、市単独土地改良事業補助金などの活用により適切な施設の修繕を図る。

事前に備えるべき目標

6. 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これからの早期復旧を図る

リスクシナリオ 6-1

電気・石油・ガス等のエネルギー供給の機能停止

① 非常用電源（太陽光・蓄電池）の導入促進

【施策分野4，8】【生活環境課】

○脆弱性評価の結果

災害時における防災拠点施設等の最低限の機能維持を図るため、市役所や小学校など23か所の公共施設に太陽光発電および蓄電池設備を整備した。また、家庭でも非常用電源として活用できる住宅用太陽光発電および蓄電池設置を推進するため、設置者に対する補助を行っているが今後も継続させる必要がある。

○推進方針

公共施設については、機能維持を図るため定期点検等を実施していく予定である。また、家庭における普及促進を図るため継続して設置補助を行っていく。

② 無電柱化の推進（再掲）

【施策分野2，4，6】【都市計画課】

○脆弱性評価の結果

地震や強風等の災害による電柱等の倒壊で、道路が寸断される事態やライフラインの供給が停止する事態のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化が必要である。

○推進方針

緊急避難路に指定されている国道・県道については、道路管理者へ無電柱化の推進を要望する。緊急輸送路に隣接する駅周辺等、市道については災害時のライフライン供給停止リスクを最小限に抑えるため、無電柱化を実施する。

③ 緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）

【施策分野4，6，9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うために指定している道路であることから、災害時に機能するよう防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

○推進方針

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、福島県が指定しているため、国や県が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行なっていく。

④ 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）

【施策分野 4， 5】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

東日本大震災の経験から、大規模災害時には燃料の確保が大きな課題となる。緊急車両や施設等で必要となる燃料の確保のため、燃料の確保に必要な協定の締結を推進し、燃料を確保する必要がある。

○推進方針

福島県で福島県石油業協同組合と災害時応援協定を締結していることから、その協定を参考に、緊急車両や防災拠点施設で必要となる燃料確保のため、本市と福島県石油業協同組合南相馬支部での災害時応援協定の締結を推進し、連携を強化していく。

⑤ 電力供給者との連携強化（再掲）

【施策分野 4， 5】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

電力の供給停止によって、市役所の機能や避難所、防災行政無線などの行政機関の業務が停止した場合、市民の生活や経済活動に大きな影響が出ることから、電力の供給停止から早急に復旧できる体制が必要となる。

○推進方針

現在、本市と東北電力株式会社との協定の中で、重要施設に対する復旧を重点事項として定め、早期に復旧する体制を整えている。今後も、協定に基づいて対応できるよう、協定を維持し、電力供給者との連携を強化していく。

① 断水時の給水活動体制の整備（再掲）

【施策分野4, 11】【水道課】

○脆弱性評価の結果

耐震性能が低い石綿セメント管が2.0km、老朽管路が26.0km残存している。大規模・自然災害等発生時においても、平常時と同じ給水を可能とするため、水道水を供給する主要な管路（配水幹線）等の現状を的確に把握し、耐震化を踏まえた計画的かつ効果的な施設整備を促進するとともに、適宜点検・調査を実施し、その結果を踏まえた効率的な修繕等により施設の長寿命化を図るなど、安定した水道水の供給に向けた取り組みを推進していく必要がある

○推進方針

災害や事故等により上水道施設が寸断された場合の断水被害に対応するため、市は、給水車や応急給水水槽を導入し、近隣市町村と連携を図りながら、非常時に対応できる迅速な給水活動体制を整備する。なお、上記給水活動に必要な水量を確保するため、主要な配水池については緊急遮断弁を配置してある。基幹管路の耐震化として、地震時における管路の断水に対応するため、基幹管路耐震化計画を策定し、重要管路の耐震化に努め、断水の発生しにくい体制を構築する。

② 雨水排水機場の耐震化・耐浸水化（再掲）

【施策分野2】【下水道課】

○脆弱性評価の結果

小高川ポンプ場は平成7年度に供用開始しているが、耐震診断を行っておらず、耐震改修の必要性が不明であるため、耐震診断調査を行う必要がある。令和5年度まで大規模な設備改築工事を控えているため、工事終了後、耐震化・耐浸水化を進められるよう調査検討をしていく必要がある。また、重要設備の更新時期が迫っているため、「南相馬市下水道ストックマネジメント計画」により、長期的に事業の平準化を図りながら計画的な点検・改築等により老朽化対策を推進する必要がある。

○推進方針

小高区市街地の雨水による浸水被害を防止し被害を軽減するため、雨水排水機場は重要な役割を担っている。大地震発生時の建築物の倒壊による被害を最小限に抑え、災害時に適切に機能を発揮するため、耐震化・耐浸水化等の向上強化を図る。小高川ポンプ場については、大規模設備改築終了後、耐震化・耐浸水化等に取り組む。また、下水道施設の整備により浸水被害を軽減し、災害に強く

安全安心な暮らしの実現を図るとともに、計画的な改築更新を進め、持続可能な下水道施設の実現を図る。併せて、災害による被害を想定し、設備の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。

③ 公共下水道施設の計画的な更新（再掲）

【施策分野 2， 1 1】【下水道課】

○脆弱性評価の結果

下水道施設・管路の老朽化による事故等の未然防止及びライフサイクルコストの低減を推進するため、「南相馬市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設及び管路の持続的な機能確保を含めた長寿命化・耐震化等を図る計画的な改築を実施している。安定した下水道施設の機能を維持し衛生環境を良好に保つため、管渠やポンプ場等をはじめとした下水道施設の計画的な点検・調査を行っており、その結果を踏まえ、修繕等による長寿命化と耐震補強を実施している。大規模自然災害発生時における管渠や下水道施設の信頼性及び安全性を確保するため、引き続き、適切な維持管理と計画的な長寿命化・耐震化、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた浸水対策についても対応していく必要がある。

○推進方針

大規模自然災害発生時における管渠や下水道施設の信頼性及び安全性を確保するため、整備計画に基づいた計画的かつ効率的な更新・改築・修繕を実施するとともに、更新・改築等に合わせた施設及び管路の耐震化・浸水対策を推進していく。また、災害による被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう整備を進める。

④ 合併処理浄化槽への転換促進（再掲）

【施策分野 8】【下水道課】

○脆弱性評価の結果

大地震発生時において、感染症の大規模発生の抑制には、生活雑排水の適正な処理が重要である。これらの汚水処理機能を確保するためにも、集合水処理施設（下水道施設）及び個別汚水処理施設（合併浄化槽）の耐震化を図る必要がある。耐震性が乏しい老朽化した単独処理浄化槽や汲取り便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

- ・全浄化槽（合併浄化槽総設置基数+単独浄化槽総設置基数）に占める単独処理浄化槽の割合

(令和元年度末) 30.6% (単独：2,766基/総数：9,028基)

○推進方針

生活雑排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、単独浄化槽や汲取り便槽等から合併浄化槽へ転換する者に対し、その設置費用の一部を補助することにより、合併浄化槽の整備を進める。

・合併浄化槽への転換に係る補助金交付実績

(令和元年度末) 34件

⑤ 橋梁の耐震化・長寿命化（再掲）

【施策分野2，4，6，11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

橋梁の改修について、これまで同様の管理を続けると、同時期に多くの橋梁を架けかえることとなり、多額の事業費によって更新が困難になる恐れがあることから、市では平成27年に「南相馬市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、現在も実施中である。

○推進方針

橋梁の改修は、従来、損傷が顕在化した橋梁に大規模な修繕や架け替えをする「事後的な修繕及び架け替え」を実施してきたが、今後は定期的な点検と健全度の診断により損傷が顕在化する前に対策を講じる「予防的な修繕」を繰り返すことにより橋梁の長寿命化を図っていく。

⑥ 河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲）

【施策分野2，4，9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

令和元年東日本台風では、市内の河川で越水が発生しており、今後も河川氾濫や越水のおそれがあることから、河川の改修や維持管理体制の強化が必要である。

○推進方針

河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、令和元年東日本台風で被害のあった新田川をはじめとする二級河川の早期の抜本的改修と維持管理体制の強化、危機管理型水位計及び監視カメラの増設を、河川管理者である福島県に要請するとともに、それらの活用による市民への情報提供を実施していく。

⑦ 普通河川の土砂浚渫（再掲）

【施策分野 2, 4, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

令和元年東日本台風によって、市内の河川で越水が発生し河川流域で多くの家屋が被災した。県の管理する二級河川だけでなく、市で管理する普通河川においても同様の災害を未然に防ぐため、浚渫による維持管理が必要である。

○推進方針

市で管理する普通河川において、河川の氾濫や越水などの災害を予防するため、土砂浚渫について計画的に実施していく。

⑧ 土砂災害防止対策の推進（再掲）

【施策分野 2, 6, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

急傾斜地等で土砂災害による被害を未然に防ぐための、土砂災害警戒区域等の周知や危険箇所への対策の実施、砂防関係施設の適切な維持管理を実施する必要がある。

○推進方針

土砂災害による被害を未然に防止するために、急傾斜地等の土砂災害警戒区域の周知や危険箇所への対策の実施を県に対して要請していくとともに、砂防関係施設についても適切に維持管理を実施するよう、今後も継続して要請していく。

① 地域公共交通機関等の確保

【施策分野2, 6】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

災害により、道路や線路が破損などにより運行内容が変更となった場合、市民が公共交通等の運行状況を知ることができるようにする必要がある。

○推進方針

災害発生時、バスや鉄道の運行事業者に被害状況や運行状況を確認し、運行状況について、速やかにホームページなどで情報提供を行う。情報提供に必要な協定の締結など、環境の整備を実施していく。

② 住宅・建築物の耐震化等（再掲）

【施策分野2】【建築住宅課】

○脆弱性評価の結果

本市の耐震化率は住宅で72.1%（H30）、特定建築物では49.4%（H27）であるが、これはいずれも全国平均の住宅87%（H30）、特定建築物約85%（H25）を大きく下回っており、耐震化を早急に進める必要がある。

○推進方針

本市では、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、「南相馬市耐震改修促進計画」で住宅及び特定建築物の耐震化率の目標を定め、耐震化を推進している。所有者等にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本方針とする。建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、関係団体との連携を一層強化しつつ、「南相馬市耐震改修促進計画」に基づき住宅・建築物の耐震化の取組を促進する。また、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。

③ 橋梁の耐震化・長寿命化（再掲）

【施策分野2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

橋梁の改修について、これまで同様の管理を続けると、同時期に多くの橋梁を架けかえることとなり、多額の事業費によって更新が困難になる恐れがある

ことから、市では平成 27 年に「南相馬市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、現在も実施中である。

○推進方針

橋梁の改修は、従来、損傷が顕在化した橋梁に大規模な修繕や架け替えをする「事後的な修繕及び架け替え」を実施してきたが、今後は定期的な点検と健全度の診断により損傷が顕在化する前に対策を講じる「予防的な修繕」を繰り返すことにより橋梁の長寿命化を図っていく。

④ 交通ネットワークの整備（再掲）

【施策分野 2, 4, 6, 11】【土木課】

○脆弱性評価の結果

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路は重要な生活基盤であるとともに、災害時の避難や防災拠点、医療拠点を結ぶルートとして欠かせないものである。これらの道路が機能不全になると、市民の安心・安全に重大な支障を及ぼすおそれがある。

○推進方針

市の幹線道路や国道、県道、高速道路へのアクセス道路、市民の生活道路について今後も継続して整備を実施していく。

⑤ 緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）

【施策分野 4, 6, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うために指定している道路であることから、災害時に機能するよう防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

○推進方針

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、福島県が指定しているため、国や県が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行っていく。

① ダムの適切な維持管理・老朽化対策

【施策分野 4, 7, 11】【農林整備課】

○脆弱性評価の結果

本市で管理している横川ダム及び高の倉ダムは農・工業用の利水ダムであり、貯水管理として「常時満水」が規定されている（治水機能が備わっていない）。昨今では異常気象が多発しており、特に大雨・洪水時における対策が必要なことから、令和 2 年 8 月 31 日に太田川水系及び新田川水系の治水協定を河川管理者等の関係機関と締結し、施設の維持管理を行うことになったため、今後も協定に基づくダムの適切な維持管理を継続する必要がある。

○推進方針

令和 2 年 8 月 31 日に締結した本治水協定では、新たな運用管理として、

① 時期ごとの貯水位設定

（大雨が降る時期に備え、あらかじめ水位を下げておく）

② 大雨が予想される場合、最大 3 日前からの事前放流等を行うことにより、下流域の水害を減らす対策を講ずる。

を実施していく。

② 農業用水の渇水対策

【施策分野 4, 7】【農林整備課】

○脆弱性評価の結果

農・工業用の利水について、昨今の異常気象、特に大雨・洪水時における対策が必要なことから、治水に関する適切な管理を継続する必要がある。

○推進方針

渇水に関しては、これまで同様、長期的な降雨状況等を的確にとらえ、受益者及び工業用水ユーザー等と連携を密にし、適切な維持管理を行っていく。

事前に備えるべき目標

7. 制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ 7-1

ため池、ダム、防災設備、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

① ダムの適切な維持管理・老朽化対策（再掲）

【施策分野4, 7, 11】【農林整備課】

○脆弱性評価の結果

本市で管理している横川ダム及び高の倉ダムは農・工業用の利水ダムであり、貯水管理として「常時満水」が規定されている（治水機能が備わっていない）。昨今では異常気象が多発しており、特に大雨・洪水時における対策が必要なことから、令和2年8月31日に太田川水系及び新田川水系の治水協定を河川管理者等の関係機関と締結し、施設の維持管理を行うことになったため、今後も協定に基づくダムの適切な維持管理を継続する必要がある。

○推進方針

令和2年8月31日に締結した本治水協定では、新たな運用管理として、

① 時期ごとの貯水位設定

（大雨が降る時期に備え、あらかじめ水位を下げておく）

② 大雨が予想される場合、最大3日前からの事前放流等を行うことにより、下流域の水害を減らす対策を講ずる。

を実施していく。

② 農業水利施設の長寿命化・防災減災対策（再掲）

【施策分野7, 9】【農林整備課】

○脆弱性評価の結果

市内の農業水利施設多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断や修繕対応が必要である。

○推進方針

基盤整備事業に取り組むことで農業水利施設の統廃合を進め、また、市単独土地改良事業補助金などの活用により適切な施設の修繕を図る。

③ ため池の決壊等による被害の防止

【施策分野 2, 4, 7, 9】【農林整備課】

○脆弱性評価の結果

ため池が決壊した場合に起きる人的被害等を考慮して防災重点ため池を設定しているが、有事の際の被害範囲が不明であり、また、当該施設の築造が古く耐震性についても課題がある。

○推進方針

防災重点ため池の適正な維持管理が求められていることから、ハザードマップを作成して住民へ周知を図ると共に、耐震性調査を実施し、診断結果に基づき補助事業を活用して改修等を進めていく。

④ 土砂災害防止対策の推進（再掲）

【施策分野 2, 6, 9】【土木課】

○脆弱性評価の結果

急傾斜地等で土砂災害による被害を未然に防ぐための、土砂災害警戒区域等の周知や危険箇所への対策の実施、砂防関係施設の適切な維持管理を実施する必要がある。

○推進方針

土砂災害による被害を未然に防止するために、急傾斜地等の土砂災害警戒区域の周知や危険箇所への対策の実施を県に対して要請していくとともに、砂防関係施設についても適切に維持管理を実施するよう、今後も継続して要請していく。

① 原子力発電所に係る関係機関等との連携強化

【施策分野 1, 3, 8, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

東京電力福島第一原子力発電所で廃炉作業が開始されたが、国内初の作業であり、放射性物質の飛散・放出やそれに伴う被ばくに対して、これまで以上に関係機関との連携強化と早期に対応できる体制づくりが必要である。

○推進方針

現在も国・県・関係機関と連携し、早期に対応できる体制を構築しているが、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業が開始されたことを受け、これまでの連携をさらに強化し、原子力災害時避難対策や原子力防災体制の充実・強化など原子力災害への対策を推進していく。

② 原子力発電所に係る情報収集能力の強化

【施策分野 1, 3, 8, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

東京電力福島第一原子力発電所での廃炉作業の開始に伴い、燃料デブリや使用済み核燃料の取り出しなど、放射性物質の飛散・放出や汚染水の流出など原子力災害のリスクが否定できない状況において、放射線モニタリングの継続と情報収集能力の強化、関係機関との連携強化が今後も必要である。

○推進方針

福島県では「廃炉安全監視協議会」や県民・各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」の開催、原子力の専門家や現地駐在の職員配置等により監視体制を強化している。燃料デブリや使用済燃料の取り出し作業が進められる中、自然災害によって新たな汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、引き続き廃炉に向けた取組をしっかりと監視し、県と協力して国及び東京電力に万全の対策を求めていく。併せて情報収集能力についても強化していく。

① 耕作放棄地の発生防止と解消

【施策分野7】【農政課】

○脆弱性評価の結果

住民帰還が滞る中、営農休止農地（耕作放棄地）が拡大しないよう福島県営農再開支援事業を活用しながら、各区の復興組合による草刈りを中心とした農地保全管理事業を実施しているが、この取り組みについて今後も継続する必要がある。

○推進方針

復興組合の意向や福島県営農再開支援事業の終期や要綱を勘案しながら保全管理事業を継続し、農地の荒廃を防ぎながら円滑な営農再開に繋げていく。

② 農業・林業の担い手確保と育成

【施策分野7】【農政課】

○脆弱性評価の結果

人・農地プラン作成・見直し等支援事業として、地域農業の中心となる経営体の確保や農地集積に必要な取り組みを支援するため、人・農地プランを作成している。鹿島区で5地区、原町区で12地区、小高区で4地区の合計21地区で人・農地プランを作成しているほか、農業次世代人材投資事業として、就農者の定着を図るとともに、担い手へ誘導するため経営の不安定な就農初期段階において、年間150万円（最長5年）の補助金の交付を行っている。多様な担い手育成・確保事業では50歳以上65歳未満の市内で新たに農業を営む者で青年等就農計画の認定を受けた者に対し、年間最大48万円の補助の対象としているほか、市内で畑作物の生産に取り組む新規就農者に対し、機械購入費用の4分の3以内（上限額100万円）の補助対象としているが、平成31年度から始まった新規事業であり、いずれについても現時点で補助金の交付に至っていないため、これらについて今後の継続と見直し等について検討する必要がある。

○推進方針

地域農業の中心となる経営体の確保や農地集積に必要な取り組み支援のため、人・農地プラン作成及び見直し等は引き続き行っていく。多様な担い手を確保するため、農業次世代人材支援事業の対象とならない50歳以上65歳未満の農業者への支援制度を継続して実施する必要があるが、一方で平成31年度から現在まで補助金の交付に至っていないという課題もあり、新規就農者へPR活動を進めるとともに事業内容の見直しを検討していく。

③ 有害鳥獣被害防止対策の充実強化

【施策分野 7】【農政課】

○脆弱性評価の結果

イノシシやニホンザル、タヌキ等の有害鳥獣による農作物等への被害が継続して発生している一方、鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生が、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性があるほか、生息環境整備を推進するため、地域住民が取り組む鳥獣対策にかかる補助事業を実施しているが、藪払いや放任果樹の除去のための事業活用が少ないのが課題である。被害防除による対策のため、電気柵等の設置にかかる支援を実施しているが、設置後の適正管理がなされておらず、効果が不十分なものが散見される。猟友会員においては高齢化が進み、捕獲による対策の担い手の減少のおそれがあるため、人材を確保する必要がある。

○推進方針

生息環境整備、被害防除及び捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進し、鳥獣被害防止対策の充実・強化を図るほか、専門家を招いた講習会の実施等により、鳥獣の潜み場になる藪の刈払いや、エサとなる放任果樹の除去の重要性を周知し、生息環境整備を推進する。また、電気柵等の設置を行った住民に対しては、設置後の適正管理の指導を徹底し、防除による対策を強化する。猟友会においては、狩猟免許の取得及び更新にかかる支援を継続することで、捕獲による対策の担い手を確保に努める。

④ 森林及び治山設備の整備

【施策分野 7， 9】【農林整備課】

○脆弱性評価の結果

原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念されていることから、平成 25 年度よりふくしま森林再生事業を活用し、森林整備を実施している。令和元年東日本台風により、土石流が発生し治山施設（治山ダム等）の破損等の被害が生じたため、被災した施設の復旧や機能強化を実施し、現在福島県で工事施工中である。

○推進方針

市は森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山林経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。また、昨今の度重なる豪雨・長雨等により、法面崩落等の山地災害が発生しており、被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を県に要望していく。

⑤ 食料生産基盤の整備（再掲）

【施策分野 4, 7】【農林整備課】

○脆弱性評価の結果

東日本大震災の影響で営農休止している農地があることから、耕作放棄地が多くなっており、有害鳥獣の発生率を高めるなど農村部の環境が悪くなっていることから、早期の営農再開が望まれている。

○推進方針

基盤整備事業に取り組み、農作業の効率化を図り、次代の担い手を生み出すことで早期の営農再開につなげていく。

① 家畜伝染病対策の充実強化（再掲）

【施策分野7, 8】【農政課】

○脆弱性評価の結果

南相馬市内の対象農家は養鶏業1件、養豚業2件の計3件。令和元年、福島県は福島県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルを策定しており、相双地域は年1回の防疫演習を行っている。令和2年9月9日には福島県会津若松市で野生イノシシの豚熱感染が確認されたため、令和2年9月14日～10月23日福島県内の全78農場にて豚熱ワクチン接種を実施した。このように、家畜の伝染病に関しては平時からも発生可能性があることから、災害時に伝染病の発生・拡大を予防するための対策が必要である。

○推進方針

今後の推進方針として、農場への豚熱ワクチン接種の継続（相双家畜保健衛生所にて実施）、福島県養豚農場等防鳥ネット整備緊急対策事業の実施（相双家畜衛生推進協議会）、事例が市内で発生した際の集合センター、消毒ポイントの設置に係る土地利用協議を実施、相双地方連絡会議主催の防疫演習に参加することを継続していく。

② 風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策

【施策分野7】【農政課】

○脆弱性評価の結果

原子力災害に伴う南相馬市産農産物等に対する風評の払拭に向けて、市内外の消費者に対し、食の安全・安心の確保に向けた取組を周知しており、これまでの取組を通じて食品中の放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人は10.7%（※）と徐々に少なくなっているものの、依然として気にしている消費者がいる状況であり、今後もこの状況は続くと考えられる。

※風評被害に関する消費者意識の実態調査（第13回）【消費者庁：令和2年3月公表】

○推進方針

今後も引き続き、市内外の消費者に対し、食の安全・安心の確保に向けた取組を周知し、風評払拭を図るとともに、南相馬市産農産物等の魅力や価値をPRする取組を実施していく。

事前に備えるべき目標

8. 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ 8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物処理体制の強化

【施策分野8】【生活環境課】

○脆弱性評価の結果

県及び本市は災害廃棄物処理計画を未策定であり、大規模災害で大量に発生する災害廃棄物については、発災直後からの仮置場の設置、廃棄物の受け入れ、処理・処分などを円滑に進め、復旧・復興の妨げにならないようにする必要がある。

○推進方針

福島県では令和2年度内に災害廃棄物処理計画を作成予定である。本市においても国の災害廃棄物処理計画策定支援モデル事業を活用しながら、令和3年度の計画策定に向け素案を作成中であり、発災時における処理体制・対応の確立を図っていく。

① 災害時応援体制の構築（再掲）

【施策分野1】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

市では、大規模災害時でも、行政機能を維持するために必要な要員や資機材を確保するために、県内外の自治体と災害時相互応援協定を締結し、連携強化を推進している。（令和2年4月1日の段階で広域協定も含め、21件の協定を締結中）協定を締結している自治体との継続した連携強化と、応援を受けた際に円滑に業務が遂行できる体制づくりが必要である。

○推進方針

現在締結中の協定とそれに基づく応援の受入体制について、今後も継続して維持・連携強化を図り、円滑に業務が遂行できる体制づくりを図っていく。

② ボランティアの受入体制の確立

【施策分野3, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

南相馬市地域防災計画に基づき、災害時に災害ボランティアを円滑に受け入れる災害ボランティアセンターは市社会福祉協議会が設置運営を行うことになっている。市としても職員を派遣し連絡調整や情報の共有を図るなど運営支援等を行っているが、ボランティアの円滑な受入体制を早期に整える必要があることから、市社会福祉協議会との平常時からの連携が重要となる。現状は、災害ボランティアセンターの設置について、その都度、市及び市社会福祉協議会が協議をしている状況であるため、継続的な体制の整理・整備が必要である。

○推進方針

災害ボランティアの人材を確保するため、市社会福祉協議会では平時から災害時に様々なニーズに対応できるボランティアや地域防災リーダー等の養成、防災イベントなどを開催し、地域住民の防災意識の普及啓発やボランティアに関する情報提供を行っていることから、市としてもこうした取組みに対して今後も継続して支援していく。市社会福祉協議会が自主性を発揮し円滑にボランティアセンターの設置運営ができるよう、市社会福祉協議会と市との役割分担の明確化など協定書の締結や平時から情報の共有、連携体制について検討していく。

① 地域公共交通機関等の確保（再掲）

【施策分野 2, 6】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

災害により、道路や線路が破損などにより運行内容が変更となった場合、市民が公共交通等の運行状況を知ることができるようにする必要がある。

○推進方針

災害発生時、バスや鉄道の運行事業者に被害状況や運行状況を確認し、運行状況について、速やかにホームページなどで情報提供を行う。情報提供に必要となる協定の締結など、環境の整備を実施していく。

② 自主防災組織の強化（再掲）

【施策分野 1, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

事前の備えや早めの避難など、「自分の身は自分で守る」意識を高めるとともに自主防災組織が形骸化している地区もあり、改めて自主防災組織の活性化を図っていく必要がある。「南相馬市復興総合計画後期基本計画」において、令和4年度には自主防災組織化率 100%、防災訓練実施組織数 100 組織を目指すとしている。また、自主防災組織での活用を目的に、平成 29 年度から 5 年間で 70 人の防災士養成を目指しているが、令和元年度末で 33 人の資格取得となっており、事業期間の延長について検討が必要な状況である。

○推進方針

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、自主防災組織が未結成の行政区における結成の働きかけや防災訓練等の実施を支援し、また、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対する防災訓練時費用の一部へ補助金の交付を、今後も継続して実施する。さらには、防災士と自主防災組織の連携を図る環境を整備しながら、防災士養成事業の計画期間の延長も検討していく。

③ 消防団の充実強化（再掲）

【施策分野 1, 10】【危機管理課】

○脆弱性評価の結果

消防団は地域に密着して市民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯感の希薄化などの影響で、消防団員の減少・高齢化が進んでおり、令和 2 年 4 月 1 日現在では、消防団の充足

率が 81.2%と「南相馬市総合復興計画後期基本計画」で目標としている 89%を大きく下回っている。地域防災力の向上のためにも、加入促進が必要である。

○推進方針

若者や女性の消防団加入を促進するための広報活動のほか、消防団の活動に対しての地域からの理解や団員が福利厚生サービスを受けられる消防団サポート事業の充実、消防団協力事業所認定など雇用者との連携といった、消防団活動への支援が得られる環境の整備、加えて特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う機能別団員制度の活用など、今後も継続して消防団の充実強化を推進する。

④ 防犯体制の充実

【施策分野 10】【生活環境課】

○脆弱性評価の結果

警察・防犯団体・地域安全パトロール隊等の活動や防犯カメラの活用により犯罪抑止に努めているとともに、関係機関と連携した防犯意識の啓発活動を実施しているが、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

○推進方針

今後も引き続き、警察・防犯団体・地域安全パトロール等の活動や防犯カメラ活用による犯罪抑止に努めるとともに、関係機関と連携した防犯意識の啓発活動を実施していく。

⑤ 罹災家屋調査体制及び罹災証明書発行体制の強化

【施策分野 1】【税務課】

○脆弱性評価の結果

発災後、速やかに被災家屋を調査し、被災者に対し、罹災証明書を発行する必要があることから、現在、罹災証明書発行マニュアルの作成・活用や被災家屋調査実地研修会への参加、罹災証明書発行システム導入等を実施しており、今後も継続して取り組む必要がある。

○推進方針

発災後、速やかに被災家屋の調査、罹災証明書の発行ができるよう、今後も引き続き、罹災証明書発行マニュアルや罹災証明書発行システムの活用、被災家屋調査実地研修会への参加を実施していく。

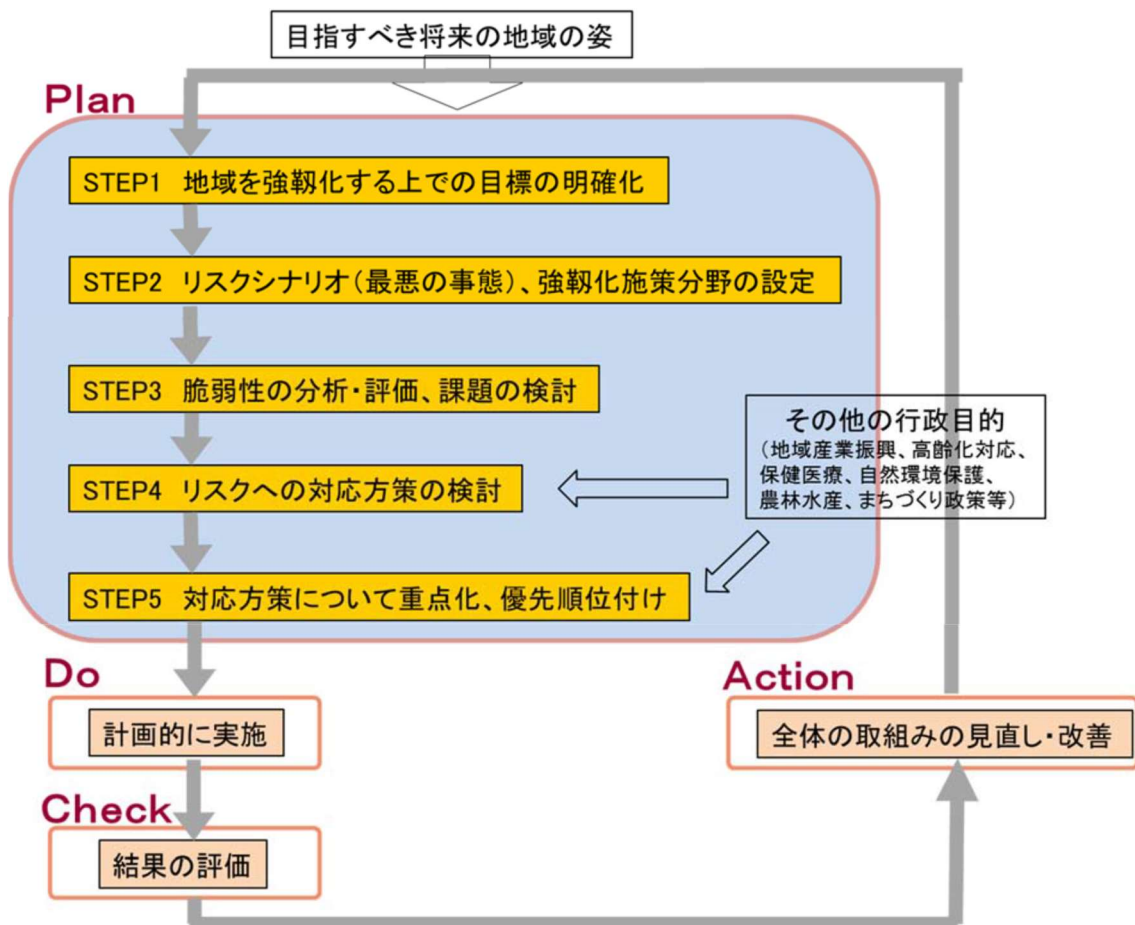
第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、南相馬市危機管理課を中心として部局横断的に、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな南相馬市づくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や本市における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



南相馬市国土強靱化地域計画

(令和3年 月)

南相馬市復興企画部危機管理課

〒 975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番

電 話 : 0244-24-5232

F A X : 0244-23-2511

南相馬市国土強靱化地域計画の策定について

(1) 国土強靱化とは

大規模災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならずに回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築すること。

(2) 国土強靱化計画とは

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめたもの。

(3) 国土強靱化地域計画の策定の必要性について

地域計画の策定については、法律上義務規定ではないが、国土強靱化基本法において、地域の強靱化を総合的・計画的に実施することは、「地方公共団体の責務」として定めており、この責務を果たす有効な手段として策定するもの。

(4) 南相馬市国土強靱化地域計画について

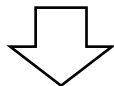
① 南相馬市国土強靱化地域計画策定の趣旨

東日本大震災や令和元年東日本台風から得た教訓を踏まえ、(1)から(3)に基づき、大規模自然災害等が発生しようとも、強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として策定するもの。地域社会の構築の方向は、

- 致命的な被害を負わない強さ
- 速やかに復旧・復興できるしなやかさ

② 南相馬市国土強靱化地域計画の位置付け

- 国土強靱化基本計画（国）や福島県国土強靱化地域計画との調和
- 南相馬市復興総合計画後期基本計画や南相馬市地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の整合



「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるもの

③ 南相馬市地域防災計画との違い

- ✓ 地域防災計画…主に発災時・発災後について定めた計画
- ✓ 国土強靱化地域計画…主に発災前の事前の備えについて定めた計画

④ 国土強靱化地域計画の体系のポイント

- ✓ 大規模災害に対し、8項目の「事前に備えるべき目標」を設定
⇒資料4-2「南相馬市国土強靱化地域計画（概要版）」を参照

- ✓ 「事前に備えるべき目標」に対し、起きてはならない最悪の事態「リスクシナリオ（計26項目）」を設定
⇒資料4-2「南相馬市国土強靱化地域計画（素案）P10~11」を参照

- ✓ リスクシナリオの回避に向けた現行施策（計162項目）の課題等脆弱性を担当課で評価
⇒資料4-2「南相馬市国土強靱化地域計画（概要版）」を参照
- ✓ 評価結果を踏まえ、担当課で推進方針（計162項目）を策定
⇒資料4-2「南相馬市国土強靱化地域計画（概要版）」を参照

- ✓ 「事前に備えるべき目標」、「リスクシナリオ」、「現行施策の課題等」の設定内容
⇒福島県国土強靱化地域計画や他団体の例を参考に、**本市の状況で**設定

- ✓ 南相馬市における自然災害のリスク
⇒資料4-2「南相馬市国土強靱化地域計画（概要版）」を参照
 - 地震・津波
 - 風水害・土砂災害